

臨床心理分野専門職大学院
令和7年度認証評価報告書

令和8(2026)年3月27日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

はじめに

令和7年度における臨床心理分野専門職大学院の認証評価報告

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、昭和63（1988）年3月に創設以来、我が国における臨床心理学的諸実践の進歩と正当な社会的適用に資するために、臨床心理士の資格認定、国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業とともに、臨床心理士を養成するための大学院教育の充実、発展に寄与すべく事業を展開しております。平成21（2009）年9月には臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、認証評価を実施してまいりました。

令和7年度においては、帝京平成大学大学院の第3回目の認証評価を実施いたしました。当該大学院は第2回目の認証評価で適合と認定された後も着実な展開が続けられ、現代社会における心の問題の複雑化、多様化に対応できる理論と実務を架橋する高度専門職業人としての専門性を備えた臨床心理士を養成する教育課程として、今回も当協会が定める評価基準に適合している結論を得られたことは、誠にご同慶の至りです。

ここに、令和7年度認証評価結果をご報告いたします。臨床心理分野専門職大学院の教育研究活動等が、広く国民の皆様のご理解とご支持が得られることを期待しております。

最後になりましたが、この場をお借りして、令和7年度の認証評価事業にお力添えをいただきました関連委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

令和8年3月27日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事 藤原勝紀

目 次

はじめに	i
目次	ii
I 令和 7 (2025) 年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について	
1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的	1
2 令和 7 年度専門職大学院の認証評価への申請校	1
3 認証評価を担当する組織と体制	2
4 認証評価の経過の概要	4
5 認証評価の結果の概要	5
6 年次報告書	6
7 認証評価の実施体制の整備	6
II 申請大学院に対する認証評価の結果	
1 帝京平成大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果	7
III 資料	
1 帝京平成大学大学院の現況及び特徴	43
2 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱	48
3 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則	98
4 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程	103
5 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程	105
6 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程	108
7 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程	110
8 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則	112

I 令和7(2025)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成17年4月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成21年9月4日付で臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。本協会が実施する認証評価の目的は、次のとおりである。

本協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、本協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

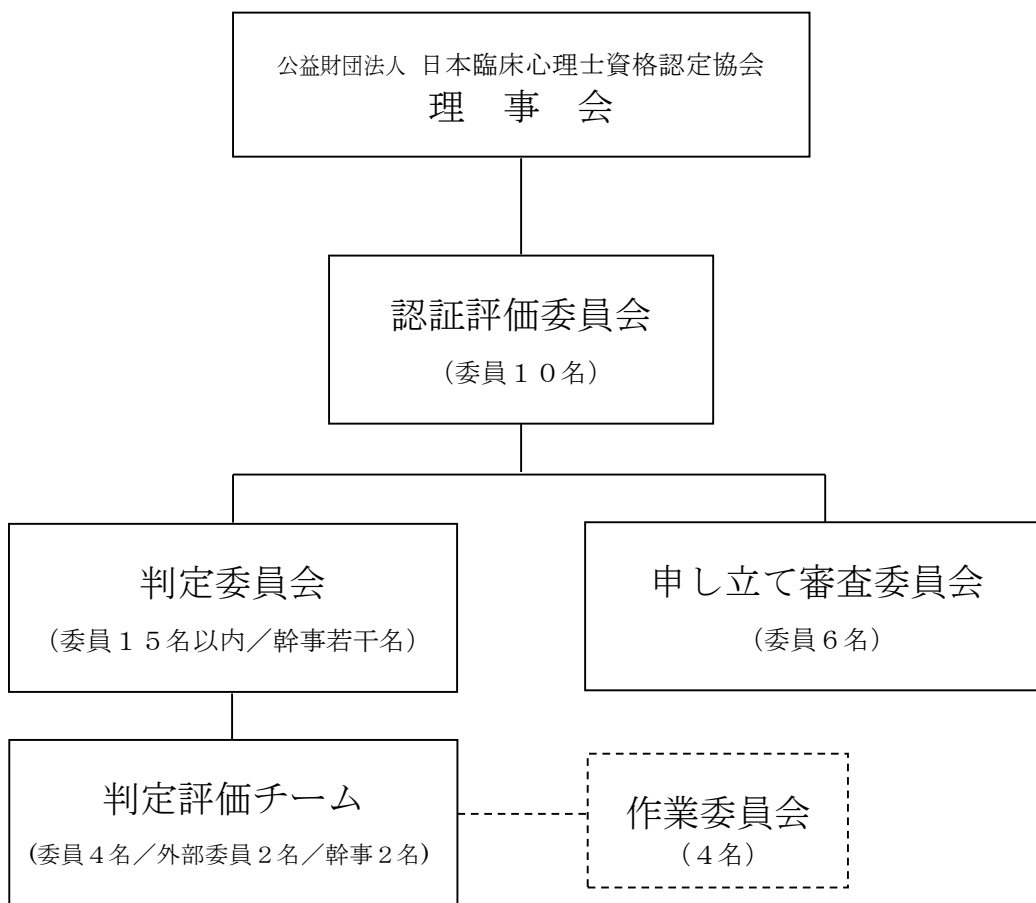
2 令和7年度専門職大学院の認証評価への申請校

令和7年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の1大学院であった。

私立 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）

3 認証評価を担当する組織と体制（令和7年4月1日時点）

本協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。



- (1) 認証評価委員会委員（定数10名/現在数10名） ◎委員長（1名） ○副委員長（2名）
- ◎ 藤原 勝紀（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都大学・名誉教授）
 - 山下 一夫（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・常務理事/鳴門教育大学・参与）
 - 結城 章夫（学校法人富澤学園・理事長/山形大学・名誉教授）
 - 桶谷 守（池坊短期大学・学長）
 - 久保 千春（中村学園大学・学長）
 - 鶴 光代（淑徳大学・客員教授/秋田大学・名誉教授）
 - 藤岡 一郎（京都産業大学・名誉教授）
 - 山中 康裕（京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授）
 - 吉田 素文（熊本大学大学院・教授）
 - 米川 耕一（米川総合法律事務所・代表弁護士）

(2) 判定委員会委員 (定数 15 名以内/現在数 13 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

- ◎ 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 恒吉 徹三 (山口大学・教授)
- 吉川 眞理 (学習院大学・教授)
- 浅田 剛正 (新潟青陵大学・教授)
- 石田 陽彦 (関西大学・名誉教授)
- 卯月 研次 (甲南女子大学・教授)
- 岡本 淳子 (元立正大学・教授)
- 奇 恵英 (福岡女学院大学・教授)
- 桑原 知子 (京都大学・名誉教授)
- 高石 恭子 (甲南大学・教授)
- 高橋 悟 (島根大学・教授)
- 福田 憲明 (明星大学・教授)
- 横山 恭子 (上智大学・教授)

幹事

- 石原 宏 (島根大学・教授)
- 片畑 真由美 (大阪公立大学・准教授)

(3) 申し立て審査委員会委員 (定数 6 名/現在数 6 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (1 名)

- ◎ 岡田 康伸 (京都大学・名誉教授)
- 鷗養 美昭 (日本女子大学・名誉教授)
- 大野 博之 (九州大学・名誉教授)
- 蔭山 英順 (名古屋大学・名誉教授/日本福祉大学・名誉教授)
- 小谷 英文 (PAS心理教育研究所・理事長/国際基督教大学・名誉教授)
- 深津 千賀子 (大妻女子大学・名誉教授)

(4) 判定評価チーム (定数 6 名/現在数 6 名) ◎主査 (1 名) ○副査 (1 名)

- ◎ 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 横山 恭子 (上智大学・教授)
- 桑原 知子 (京都大学・名誉教授)
- 福田 憲明 (明星大学・教授)
- 小川 俊樹 (筑波大学・名誉教授)
- 中條 信義 (徳島大学・名誉教授)

(5) 作業委員会

- 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 横山 恭子 (上智大学・教授)
- 石原 宏 (島根大学・教授)
- 片畑真由美 (大阪公立大学・准教授)

4 認証評価の経過の概要

- (1) 専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔令和6(2024)年7月2日〕
令和7年度に認証評価を予定している帝京平成大学大学院を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。
- (2) 認証評価申請の案内〔令和6(2024)年7月16日〕
令和7年度を評価実施年度とする帝京平成大学大学院に対して、申請の案内を送付した。
- (3) 認証評価申請書の受理〔令和6(2024)年9月30日〕
帝京平成大学大学院より認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。
- (4) 自己点検評価報告書の提出〔令和7(2025)年6月24日〕
帝京平成大学大学院より自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。
- (5) 判定評価チーム委員の研修会〔令和7(2025)年6月29日〕
判定評価チーム委員及び幹事を対象に、関連資料を送付し、評価基準、認証評価に関わる手続規則等に加え、過年度の認証評価作業の実績をもとにした書類審査、訪問調査等の実践的な研修を行った。
- (6) 事前確認事項一覧表の送付〔令和7(2025)年8月8日〕
帝京平成大学大学院へ、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。
- (7) 事前確認事項回答書の提出〔令和7(2025)年8月28日〕
帝京平成大学大学院より、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。
- (8) 認証評価に関わるヒアリング〔令和7(2025)年9月9日〕
自己点検評価報告書及び事前確認事項について、帝京平成大学大学院のヒアリングを行った。
- (9) 訪問調査〔令和7(2025)年10月27日〕
判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、帝京平成大学大学院の訪問調査を実施した。
- (10) 認証評価報告書（一次案）の送付〔令和7(2025)年12月1日〕
判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、帝京平成大学大学院へ送付した。
- (11) 認証評価報告書（一次案）への意見の提出〔令和7(2025)年12月19日〕
帝京平成大学大学院より、認証評価報告書（一次案）への意見が提出された。
- (12) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔令和8(2026)年1月25日〕

判定評価チームは、帝京平成大学大学院の意見を参考に、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

(13) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔令和8(2026)年2月9日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、帝京平成大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

(14) 認証評価報告書の作成と提出〔令和8(2026)年2月26日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、帝京平成大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

(15) 認証評価報告書の決定〔令和8(2026)年3月7日〕

第183回理事会において、認証評価委員会から提出された帝京平成大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

(16) 認証評価報告書の送付と確定〔令和8(2026)年3月21日〕

帝京平成大学大学院へ令和8年3月11日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

(17) 認証評価報告書の公表〔令和8(2026)年3月27日〕

帝京平成大学大学院の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

(18) 認定証の送付〔令和8(2026)年3月27日〕

帝京平成大学大学院へ適格認定証を送付した。

5 認証評価の結果の概要

令和7年度に申請のあった下記の臨床心理分野専門職大学院について審査した結果、当該大学院は本協会が定める評価基準に適合していると認定した。なお、認定の期間は、令和13年3月31日までとする。

(1) 認証評価の結果、評価基準に適合していると認定した大学院・専攻

私立 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）

(2) 適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

6 年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年度から毎年5月1日現在の大学院の状況を5月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

- (1) 専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無
- (2) 入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
- (3) 学生の状況（1年生数、2年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
- (4) 認証評価を受けた後の重大な変更
- (5) 修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
- (6) 改善が望ましいとされた事項への対処

7 認証評価の実施体制の整備

本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、平成21年度1校、23年度3校、25年度1校、26年度1校、27年度1校、28年度3校、30年度1校、令和元年度1校、令和2年度1校、令和3年度3校、令和6年度1校、のべ17校の認証評価を実施してきた。これらの経験知をもとに見出された課題等を踏まえて、令和7年度に向けた実施体制を整備した。

(1) 認証評価の実施体制の整備・強化

認証評価体制の充実を図るため、判定委員会委員の追加任用を行った。任用に当たっては、大学設置、教育課程等に造詣が深く臨床心理士養成に携わる教員、認証評価を受けた実績を持つ臨床心理分野専門職大学院の教員を念頭に配置した。

(2) 認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

令和7年度認証評価の対象である帝京平成大学大学院は、今回第3回目の認証評価となるため、特に判定評価チーム委員を対象として、令和2年度の認証評価結果、翌年度以降の年次報告書を踏まえた、より実質的な研修を行った。

II 申請大学院に対する認証評価の結果

帝京平成大学臨床心理分野専門職大学院（専門職学位課程）に対する認証評価の結果

1 認証評価の結果

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

2 総評

帝京平成大学は、帝京技術科学大学（昭和 62 年 4 月開学）から平成 7 年 4 月に名称変更され現在に至っている。平成 14 年 4 月に「健康メディカル学部臨床心理学科（現在の「心理学科」）」を開設、平成 19 年 4 月に「大学院健康情報科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程・博士後期課程」を開設し、同研究科は平成 20 年 4 月に「健康科学研究科」へ名称変更するとともに、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第一種指定大学院として認定された。平成 23 年 4 月に「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程」の募集を停止し、「大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻専門職学位課程」を全国で 6 番目、東日本では最初の臨床心理分野専門職大学院として開設した。学内実習施設は「帝京平成大学臨床心理センター」（千葉キャンパス・平成 15 年 4 月～平成 23 年 3 月）「帝京平成大学板橋臨床心理センター」（平成 23 年 4 月～令和 2 年 2 月）「帝京平成大学臨床心理センター」（池袋キャンパス・MiNoRi セントラル平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月；2 号館平成 21 年 4 月～平成 25 年 3 月；MiNoRi ラボ平成 25 年 4 月～現在）が設けられてきたが、現在は MiNoRi ラボの 1 箇所統合されている。

専攻の教育は、大学全体の建学の精神である「実学」の理念に沿って、学校・教育、医療・福祉、地域保健・産業など様々な領域での確かな支援を提供できるよう、社会のニーズに応える実践的な心理臨床家を養成する目的で編成されている。優れた教育上の特色として、理論と実践を結びつけるよう科目間の連携を重視していること、ケースカンファレンスに小グループ討議を設け、検討内容の時間を区分して構造化することにより、学生の発言意欲を高めていること、専任教員が学生の個別指導を行う「アドバイザー制」を設けていること、多様な領域の学習機会を提供しつつ、学生が志望する領域の理論・実践面の学習を深めるよう、実習と関連科目の連携を図っていること、実習の振り返りを充実させる等の工夫により実践能力を高めることを目指していることがあげられる。

臨床心理士資格審査試験に向けての支援も続けられており、近年の合格率は極めて高い水準が達成されている。修了後はほぼ全員が心理専門業務に就いており（令和 4 年度～6 年度の修了生 48 名のうち 46 名。2 名は就活中）、社会に貢献する人材を生み出している。就職後の状況についても定期的にフォローアップの調査も実施されている。

毎回の認証評価での指摘内容に真摯に対応し、さらなる改善への努力を着実に積み重ね

ている。大学・研究科全体で認証評価を積極的に活用していることは高く評価すべきである。

今回の認証評価では、前回（令和2年度）の第2回目の認証評価後、令和7年5月までの実績を対象に、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」及び令和3年度以降の「年次報告書」などの書類審査を行い、加えて帝京平成大学大学院へのヒアリングと訪問調査を実施し、教育訓練、臨床及び研究活動の現状を把握する作業を進めた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。次回の評価については、令和13年3月31日までに受けるものとする。

なお、今回は「勧告」及び「改善が望ましい点」としての指摘はなかった。「要望事項」はさらに充実した教育実践及び教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。今後とも高い水準を維持しながら、さらなる向上を遂げられることを期待する。

3 章ごとの評価

第1章 教育目的

(1) 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

専門職大学院開設時から一貫して、建学の精神に則り、実学の精神及び技能を積極的に養成してきており、臨床心理士資格審査試験の合格率も高水準である。

専門職大学院として「深い学識及び卓越した能力」を実践的・総合的に高めることを自覚して教育が行われている。

教育の理念と目的が明文化され、大学院内のみならず一般にも公開され周知が図られている。

(3) 第1章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、大学・大学院の教育目的と理念が明確に共有され、臨床心理分野の専門職大学院にふさわしい実践的な水準の教育を維持し、発展を期す姿勢が顕著に認められる。

(4) 根拠理由

【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

帝京平成大学は建学の精神「実学の精神を基とし／幅広い知識と／専門分野における実践能力を身につけ／創造力豊かな逞しい／人間愛にあふれた／人材を養成する」に基づき、基本理念（健全な人格の養成、創造性に富む人材の育成、人類の発展への寄与を趣旨とする三項目）を掲げている。大学の使命・目的は学則にも明記され、大学学則には「建学の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成すること」、大学院学則には「建学の精神に則り、情報科学、健康科学、臨床心理学、薬学及び看護学に関する学理及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、広く国際的視野に立って社会の発展に貢献できる有為な人材を養成し、以って文化・医療の進展に寄与すること」が、臨床心理学研究科（専門職学位課程）は「本学の建学の精神に則り、専門職学位課程として、実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する」ことが目的として明記されている。

この目的は、専門職大学院設置基準第2条で定める目的に該当し、学校教育法第99条1項、2項及び3項に沿ったものとなっている。訪問調査時には専門職大学院設置基準第2条

の「深い学識及び卓越した能力」を培う教育を実現するために、「事例研究論文」執筆、ケースカンファレンスやスーパーヴィジョンの諸活動を通して知識と実践を深める努力が行われていることも説明され、研究科が専門職大学院としての教育目的を明確に自覚して取り組んでいることが確認された。

基準 1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

大学・大学院の教育の理念と目的は大学ホームページで公表されている。

研究科の目的を定めた条項を含む大学院学則は臨床心理学研究科の学生便覧に掲載されており、学生に対して、年度当初に行われる新入生オリエンテーション、上級生ガイダンスにおいて配布・説明がなされている。研究科及び臨床心理センターの教職員に対しても学生便覧が配布され、年度当初には研究科長が理念と目的を解説している。このほか研究科会議、FD研修会でも繰り返し確認されている。社会に対しては、大学ホームページの一般的な記載のほか、「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科GUIDE BOOK」が一般に公開されている。

基準 1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

令和5年度及び6年度では、A評価(100～80点)及びB評価(79～70点)を受けた者が91.4%(令和5年度)、90.0%(令和6年度)を占めており、評価基準に対して十分な学力を身につけたことが反映されている。

過去5年度の修了状況では、令和2年度入学生に1名、令和5年度に1名の合計2名が留年した他はすべて最短履修期間(通常2年、長期履修3年)で修了している。

臨床心理士資格審査試験は、令和元年度修了生71.4%、2年度92.9%、3年度93.3%、4年度及び5年度はともに100%の合格率であり、十分な水準を維持している。

在学生のアンケート(心理検査、面接、思考力、コミュニケーション力など14項目)によって学修成果の自己評価を調査しており、多くの項目(14項目×2学年28件のうち24件)において肯定的な数値(4点満点で評点2点以上)が得られている。

修了生の就職先アンケート(5年度を1周期として実施)では、知識、スキル、連携等の6項目を5件法で評定しており、肯定的評価(十分そう思う、そう思う)が80%以上得られたものが5項目(うち90%以上が4項目)であった。最も低かった「心理検査のスキルがある」項目は68.4%が肯定的評価であった。職場においても教育の成果がうかがえる結果である。

(5) 改善が望ましい点
特になし。

(6) 要望事項
特になし。

第2章 教育課程

(1) 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

建学の精神に基づいた実践力を持つ人材養成を行うための演習・実習科目の充実はもとより、その基盤となる理論的教育も整備され、多様なオリエンテーションを持つ全教員が情報を共有しながら心理臨床指導と研究指導を担い、実践と教育研究をつなぐ指導が行われている。少人数による双方向、多方向の密度の高い授業が行われ、個々の学生に応じた非常にきめ細かい指導が行われている。事例研究論文の作成に向けた学生の認識を段階的に育てる教育課程を設定し、修了時に全員が事例研究論文を作成することができるよう図られている。

(3) 第2章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしている。令和2年度認証評価報告書において指摘された「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程にふさわしい臨床心理学の原理についての教育内容が不足している」という点が改善され、理論的教育を基盤とした実務的教育を行う臨床心理士養成のための教育課程が整えられている。

(4) 根拠理由

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

教育課程は、「臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ」を核とした理論的教育と多様な演習・実習科目による実務的教育からなり、その成果を臨床心理事例研究へと結実させる編成となっている。

理論的教育では、「臨床心理学原論Ⅰ」において臨床心理学の歴史、理論、臨床心理士の4つの業務、臨床心理士が遵守すべき倫理的事項を教授した上で、「臨床心理学原論Ⅱ」において各学派の諸概念・理論が扱われ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識の基盤の修得が目指されている。また各論として、臨床基礎、学校・教育、医療・福祉、産業・保健の各領域における理論を学修する科目が編成されている。実務的教育では、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助のそれぞれで演習科目と実習科目が配され、演習での学びを実習での実践につなげるとともに、個別のきめ細かい指導を行う科目編成となっている。

臨床心理士としての責任感及び倫理観の養成については、「臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ」での講義に加えて、「事例研究実習Ⅰ・Ⅱ」における事例検討会、「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

における学内実習（臨床心理センターにおける陪席・ケース担当と個別のスーパーヴィジョン）、各領域の「地域援助実習Ⅰ・Ⅱ」における学外実習を通して実践的に学修できるよう編成されている。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

臨床心理学基本科目 11 科目（「共通基本科目」2 科目、「臨床心理査定系」4 科目、「臨床心理面接系」5 科目）、臨床心理展開科目 13 科目（「臨床心理地域援助系」8 科目、「臨床心理事例研究系」5 科目）、臨床心理応用・隣接科目 14 科目（「臨床基礎系」4 科目、「学校・教育系」3 科目、「医療・福祉系」4 科目、「産業・保健系」3 科目）、総合 1 科目（「総合」1 科目）、計 39 科目が開設されている。

臨床心理学基本科目には、「臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ」における臨床心理学の理論的教育及び臨床心理士の専門業務と職業倫理についての学修を基盤として、学内実習を含む臨床心理査定と臨床心理面接に関する複数の演習・実習科目によって実務的教育を行う授業科目が開設されており、臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容となっている。

臨床心理展開科目には、臨床心理地域援助に関わる演習・実習と臨床心理学研究及び臨床事例研究に関わる講義・演習・実習科目が開設されており、臨床心理領域での実務を学ぶ内容と臨床心理事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶ内容となっている。「臨床心理学研究法」の内容においては、臨床心理事例研究へのより有機的な接続が求められるが、この点については令和 8 年度以降の改善について検討が始められている。

臨床心理応用・隣接科目は、医療・教育・福祉・犯罪・産業など種々の臨床心理の領域について広く学ぶ科目と、力動的心理療法・認知行動療法など臨床心理の応用技法について深く学ぶ科目、及び精神医学・神経心理学・ソーシャルワークなどの隣接する領域・分野について学ぶ科目が開設されている。

前回（令和 2 年度）認証評価では実践力を支える基盤となる臨床心理学の原理、基礎を涵養する授業科目の不足が指摘されていたが、科目構成、内容の見直しが行われたことで、この点は改善された。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル 1）。

臨床心理学基本科目及び総合科目として 20 単位（必修科目）、臨床心理展開科目 18 単位（必修科目 12 単位、選択必修科目 6 単位）、臨床心理応用・隣接科目 12 単位（選択科目）の合計 50 単位以上の修得が求められている。

臨床心理学基本科目には、臨床心理原論 4 単位、臨床心理査定 6 単位、臨床心理面接 8 単位が含まれている。また臨床心理展開科目には、臨床心理地域援助 10 単位、臨床心理事例研究 8 単位が含まれる。

臨床心理応用・隣接科目には 14 科目が開設され、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分の数の授業科目がすべて選択科目として開設されている。

科目は、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されており、特に、事例研究系科目では 1 年次に事例研究法の理論と実践を学修した上で、2 年次に附属の臨床心理センターにおいて担当した複数事例について通年でケースカンファレンスを実施して、自験例に基づく事例研究論文を執筆する編成となっている。構想発表会や中間発表会を経て全教員による助言や指導を行い、学年進行に合わせて基礎から応用へ体系的に学習できるように適切に工夫がなされている。

【項目 2-2 授業を行う学生数】

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル 1）。

科目別の履修者数は、5 名から 17 名である（令和 7 年度）。ケースカンファレンスは 2 学年合同（在籍学生数 33 名）で実施しているが、後期は、2～3 グループに分けて実施されており、適切な規模に維持されている。また令和 7 年度を含めた過去に他研究科の学生並びに科目等履修生が研究科の授業を履修した実績はなく、履修者はすべて当該専攻の学生である。

【項目 2-3 授業の方法】

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

多様な専門性を持つ教員が複数体制で授業を担当し、教員全員で情報を共有しながら、少人数による双方向、多方向的なアプローチによる授業を行うことで、多面的な臨床的視点の獲得を促すための工夫がなされている。また、個人発表、グループ討議、ロールプレイ、学内外における実習体験、ケースカンファレンス、事例研究等、科目の性質に応じて学生の主体性を尊重しながら、実践的に必要な能力を多面的に育成するための適切な方法がとられている。

学外実習先については、1年次は「臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ」の中で、2年次は領域別の「臨床心理地域援助実習Ⅱ」の事前指導としてオリエンテーションを行い、各実習先の概要や注意事項、実習の心構え、態度、関連法令の遵守、守秘義務の遵守などについて指導が行われている。実習開始後は授業の枠組みの中で実習状況報告と、教員による指導が行われている。また実習演習担当教員が実習機関の実習指導者と適宜連絡を取り合い、きめ細かな学生の個別指導につなげている。学生ごとの学外実習先の選定については、学生の希望が尊重され、学生の居住地と実習機関との距離を考慮した公平性に配慮した決定がなされている。

授業の目的、内容、授業外学習、成績評価の方法・評価基準等はシラバスに明記されている。学生の授業時間外学習を充実させることも図りながら、時間割の編成に配慮し、また授業支援システムに授業資料を蓄積し授業外でも学べる環境を整えている。

集中講義については、通常授業と重ならない時期に設定され、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

【項目 2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル1）。

帝京平成大学大学院研究科規則第7条第3項において、学生が1年間に履修できる単位数の上限を原則 38 単位と定めており、これを厳格に適用している。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

①臨床心理展開科目の「臨床心理学研究法」が事例研究系の科目であることに鑑み、臨床心理事例研究の理論と方法をより重点的に扱うなど、臨床心理事例研究へのより有機的な接続が望まれる。

第3章 臨床心理実習

(1) 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

学内実習では、来談者の動線、バリアフリーに配慮された、防災・防犯への備えもある充実した施設環境と教員スタッフを擁し、十分な実習機会を確保して学生にきめ細かく指導を行う体制が整っている。

帝京大学医学部附属病院小児科との充実した連携の成果もあり、相談件数が安定しており、学生のケース担当数、総面接回数が高い水準で維持されている。臨床心理センターには専任の教員が複数配置され、実習指導の充実に積極的な貢献がみられる。また、事務室に職員が常駐することにより、学内実習施設の運営の円滑化につながっている。

学外実習では、医療・保健、教育、福祉に加え産業領域も含めた広い領域にわたって充実した実習環境を提供している。

(3) 第3章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしている。臨床心理実習を適切に実施するための学内実習施設及びスタッフが整備されており、学内及び学外とも指導体制も含めて充実した実習が行われ、学生が心理臨床実践力を身につけることに貢献している。ケースごとの個別のスーパーヴィジョンがきめ細かく丁寧に行われる中、教員と学生の多重関係を回避するための試みも実行されている。

(4) 根拠理由

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

学内実習施設である帝京平成大学臨床心理センターは、池袋キャンパス MiNoRi ラボ2階のワンフロアに独立性の高い空間を確保し、個別面接室6室、プレイルーム4室、待合室、受付及び事務室を有している。施設全体に十分な広さやゆとりが存在しており、各部屋に必要な備品が整備され、清掃や整理整頓にも配慮されている。面接室の調度はやや画一的な印象も受けるが、絵画や観葉植物で雰囲気や和らげる工夫が見られる。プレイルームは、幼児・児童・思春期の各年齢・発達段階に対応できるように部屋ごとに遊具等に変化がつけられている。事務室は非常勤事務員2名が交代で常駐する独立した部屋であり、学内実習がスムーズに行える設備・備品・書類等が整えられている。そのほか、同フロアに、受付、職員控室、複数のクライアントが同時に使用することに配慮した待合スペース、面接記録保管室、記録室が適切な配置で設けられている。各部屋の防災・防犯、バリアフリーへの対応がなされ、

来談者に配慮した専用出入口も整備されている。記録室は、十分な広さと備品が整備されているが、窓のない部屋であり使用する学生の心身への影響は懸念される。

【項目 3-2 学内臨床心理実習】

基準 3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学内実習施設における臨床心理実習は、受付実習とケース実習からなり、実習内容と時間、到達目標、評価項目、評価基準はシラバスや「臨床心理センター実習オリエンテーション資料」、「受付実習の到達目標」、「学内実習（センター実習）について」に明示され、学生に共有されている。学生は「学内実習ファイル」及び「実習時間ファイル」に活動内容の振り返りや実習時間数を記録しており、それを基に教員が指導・評価を行う体制がとられている。倫理の遵守については、「臨床心理センター実習オリエンテーション資料」に基づき指導が行われるほか、「臨床心理学原論Ⅰ」において教育が行われている。

学内実習施設における臨床心理実習では、臨床心理士有資格者である教員によるインテーク面接及び数回のアセスメント面接に学生を陪席させた後、個別指導を行いながら引き継ぐ形をとることを基本方針としている。それぞれの学生に、クライアントの発達段階や問題が偏らず、バランスよくケース担当する機会を与えるために、インテーク調整委員会で担当者を決定している。訪問調査における学生へのインタビューからも、修了生からの引継ぎケースとともに、学生の状況を反映した形で新規ケースの担当が割り当てられており、さまざまな年齢のクライアントを担当していることが確認できた。ケースカンファレンスは、すべての学生及び教員が出席して毎週実施されており、教員1名あたりの学生数は基準の上限未満で適正である。1年生と2年生の両方を含む少人数グループでディスカッションする時間を設けるなど、学生の積極的参加を促す工夫がなされている。教員が司会者としてタイムキーパーとなり、ケース概要発表、グループ討議、質疑応答、全体討論が予め決められた時間配分で実施されている。構造化された時間の中でケース検討を行うメリットがある一方、ケースによってはクライアントの表現やセラピストとのやりとりを味わうような時間を設ける工夫もあると、より豊かな学修を可能とするケースカンファレンスとなると期待できる。

スーパーヴィジョンについては、学生が担当するすべてのケースについて、ケースごとに、研究科の専任教員または臨床心理センター教員の中からスーパーヴァイザーが付き、毎セッションごとにきめ細かく丁寧なスーパーヴィジョンが行われている。前回（令和2年度）の認証評価では、親子並行面接等の共同担当者である教員が学生のスーパーヴァイザーを兼ねるシステムにおける課題について指摘があったが、FD活動を通して研究科としてのスーパーヴィジョンの基本方針を共有するように調整が行われており、事例研究指導者、スーパーヴァイザー、アドバイザーの役割を明確にして、なるべく複数の教員からスーパーヴィジョンを受けるように指導するなど、多重関係のリスクの軽減を図る試みが実施されている。

学生の単独でのケース担当については、令和6年度2年生18名の平均が3.5ケースとなっており、基準を満たしている。単独面接の総回数は896回、平均49.0回を担当しており、充実した面接実習が行われていることが分かる。心理検査の担当は、平均0.6回であり、修了後の現場実践力につながるように、引き続き学内実習施設における心理検査の実習機会を拡充し、すべての学生に十分な担当回数を提供することが望まれる。

【項目3-3 学外実習施設】

基準3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

学外施設実習としては、学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域の3領域26施設にわたって確保され、2年間で、各学生が主領域として1領域（8か月）と、副領域として2領域（各2か月）を1年時に選択し、合計3領域にわたって実習を行っている。また、学外実習施設のすべてに臨床心理士が勤務している。

【項目3-4 学外臨床心理実習】

基準3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学外実習施設における臨床心理実習について、実習内容、時間についてはシラバス、及び「臨床心理地域援助演習 学外実習の手引き」に示されている。主領域では、1回8時間程度、20～40回、計200～300時間程度の実習を行っている。実習先に「臨床心理地域援助実習評価ノート【学外実習担当者版】」を提示し、評価軸に基づく実習指導者からの評価とコメントを求める仕組みが導入されている。倫理遵守については、「臨床心理地域援助演習 学外実習の手引き」に基づき指導が行われ、併せて「臨床心理原論Ⅰ」においても教育されている。また週1回の領域別の「臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ」の中でも指導が行われている。指導体制については、教員が参加して実習開始前の事前指導が行われ、実習中も教員と実習先の臨床心理士との連携及び定期的な巡回指導が行われている。また領域別に毎週外部実習報告会が開かれ、それぞれの領域の実習担当教員による実践的指導が行われている。2年次の年度末には、最終の実習報告会が開かれ、そこでの発表と実習先の指導者の評価と合わせて評価が行われるなど、適切な配慮がなされている。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

①修了後の現場実践力につながるように、引き続き学内実習施設における心理検査の実習機会を拡充し、すべての学生に十分な担当回数を提供することが望まれる。

第4章 学生の支援体制

(1) 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

学生に対する個別支援体制の充実を図るため、1対1のアドバイザー制度を導入し、事例論文担当指導者やスーパーヴァイザーとは異なる窓口による支援を提供している。このような体制により、一人の教員が複数の役割を担うことで生じ得る多重関係の解消に向けた取り組みを継続的に行っている。また、キャリア支援及び修了後の継続的な支援に関しても、教員が積極的に関与しており、十分な支援体制が構築されている。

(3) 第4章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしている。学生支援に関しては、さまざまな教職員が関与し、きめ細かな対応が行われている。臨床心理士の専門職アイデンティティを学生がより明確に身につけられるよう支援するなど、今後さらに発展させる余地はあるものの、現時点で十分な支援体制が整備されている。

(4) 根拠理由

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

年度当初にオリエンテーション及びガイダンスが行われ、大学院が養成を目指す臨床心理士像について学生に伝えている。各学生に対して個別の指導及び相談を行うアドバイザー制度を、入学時より導入している。この制度により、学生一人ひとりの事情を踏まえた履修指導が可能となっており、個別性に配慮した支援体制が構築されている。ただし、履修指導時において大学院で養成する臨床心理士の独自性をより明確に説明し、学生の理解をさらに促進する工夫が必要である。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

担当アドバイザーや事例論文担当指導者、スーパーヴァイザー等、多様な窓口を設け、教員と学生との密なコミュニケーション機会を整備している。さらに平成27年度よりアドバイザーと事例研究指導者を明確に分けることで、多重関係解消の配慮を行っている。

基準 4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

教育補助者（TA）については、採用制度はあるもののこれまで採用実績はない。

基準 4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

社会人入学者等が基礎学力を有しているかについては、筆記試験を課すことで判定している。入学後に基礎学力に不十分な点が見られた場合は、アドバイザーによる個別指導により、臨床心理学全般の基礎知識を修得できるような支援体制を整備している。

【項目 4-2 生活支援等】**基準 4-2-1**

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

池袋キャンパス教務グループ学生支援チームが奨学金制度の案内を行い、日本学生支援機構の奨学金制度等の活用を支援している。他に長期履修制度等による修学に対するサポートが行われている。また、厚生労働省が管轄する「専門実践教育訓練給付金制度」を活用し、社会人及び社会人経験者に対して修了後の経済的支援を行っている。

学生の健康管理に関しては、保健室及び学生相談室の利用を促すなど、適切な支援体制が整備されている。

【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】**基準 4-3-1**

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

身体に障害のある者に対しては、「入学者選抜要項 専門職大学院」で周知の上、別室受験等の措置を講ずるよう配慮している。また、研究科では、これまで平成27年度、令和2年度に障害を有した学生を受け入れた実績があり、施設の整備、外部実習先との連携が行われている。

【項目 4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

2名の教員がキャリア委員となり、キャリア支援を主導している。就職の相談・支援窓口として就職支援室を設け、「帝京平成大学キャリアナビ」をはじめ、就職活動への助言や情報提供に努めている。修了生に対しては「交流会委員会」を設け、担当教員3名が中心となり修了生のネットワークの維持・拡充を行うなど、支援体制が整えられている。

また、「教育課程連携協議会」により、専門職大学院が設置の基盤を置く豊島区と連携を行うことで、臨床心理分野専門職大学院として地域行政に積極的に貢献すると同時に、大学院での教育に理解と協力を得て、今後の修了生の就労も視野に入れた交流が行われている。研究科OB・OGにより構成されている「東池会」との交流も合わせて、修了生の職業支援体制を積極的に構築していることが評価できる。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①多数の教員が指導する際に生じる多重関係の解消について注力されていることがうかがえる。今後とも、外部のリソースを活用することも含めた検討が望まれる。

②履修指導時において大学院で養成する臨床心理士の独自性をより明確に説明し、学生の理解をさらに促進する工夫が望まれる。

③TA等の教育補助者による学習支援体制の整備に引き続き努めることが望まれる。

第5章 成績評価及び修了認定

(1) 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

成績評価について、研究科会議において共有・審議され、厳正かつ公正な評価を保つ努力がされている。

(3) 第5章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしている。厳正な成績評価が行われるよう努めており、評価基準及びその結果についても適切に学生に告知されているものの、成績評価に対する学生からの疑義申し立ての制度の整備や周知などを行う余地がある。

(4) 根拠理由

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

成績評価の基準はシラバス及び学生便覧に明記されている。当該評価基準に従って行われた成績評価は、成績判定会議において審議され、公正かつ厳正な評価を保つ努力がされている。

また、各学生に成績評価の通知に合わせて、科目ごとの成績分布データが閲覧できるようになっている。期末試験及び追試験の実施に関しては、事前通知及び適正な評価基準の下に実施されており、再試験は原則として行っていない。学生が成績評価に関して疑義があった場合、授業担当者及びアドバイザーに相談できる体制をとっているが、学生が教員以外の窓口で相談できる制度については、整備の余地が残っている。成績評価に疑義が生じた場合の対応フローを整備し、学生への周知が引き続き求められる。

基準 5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

学則に基づき、学外機関で履修した単位については20単位を超えない範囲で認定する制度がある。修了要件に算入できる単位の授与元の大学院については、「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」で指定している第一種、第二種指定大学院及び臨床心理分野専門職大学院に限定している。

【項目 5-2 修了認定】

基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件は基準のすべてを満たしている。2年以上の在籍年数で50単位（臨床心理学基本科目18単位、臨床心理展開科目18単位、臨床心理応用・隣接科目12単位、総合科目2単位）以上を要件としている。修了判定は研究科委員会が合議によって行い、その結果を大学院委員会に上程し、最終的に学長が決定している。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

①学生が成績評価に関して疑義があった場合の対応フローを整備し、学生へ周知徹底することが望まれる。

第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

(1) 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

学生と教員、あるいは教員間で、教育内容及び方法の改善に関する意見や要望を自由に交わしやすい雰囲気を作られている。特に教員間では、様々な業務がある中で、教育方法に関する情報を共有し、よりよいものへ改善していこうとする積極的な姿勢が見られ、多様なFD活動が行われている。授業評価アンケートを含めて、教員は学生からの意見や要望を尊重して対応しており、学生と協力してより良い教育環境を構築しようと努めている。「教育課程連携協議会」では、地域の医療保健施設、福祉施設等との連携協力により、地域における研究科の人材養成への理解を深めることができている。

(3) 第6章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、FD活動には研究科と臨床心理センターの教員全員が参加し、連携を図りながら教育内容及び方法の改善に努めている。

(4) 根拠理由

【項目6-1 教育内容等の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究については、研究科内のファカルティ・ディベロップメント（FD）担当教員がFD活動の企画・立案を行い、研究科会議においてFDに関する活動方針や内容等を決定し、研究科教員並びに臨床心理センター教員全員が参加するFD活動が組織的に実施されている。具体的には、授業アンケートの実施と活用、公開研究授業の実施と授業改善、学修アンケートによる教育の質向上、就職先アンケートによる教育成果の把握と検証、ティーチング・ポートフォリオの作成、FD研修会などのFD活動が年間を通して実施されている。年に1回のFD研修会では、教育活動に関する情報を共有し、講義、演習、実習のあり方について議論することで、教員間の相互理解を深めるとともに次年度の教育内容及び方法の検討が行われている。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

実務家教員及び研究者教員が演習・実習において共同で授業を担当したり、ケースカンファレンス、実習報告会、事例研究論文発表会にともに参加して討論したりすることによって、

実務家教員の教育上の経験や研究者教員の実務上の知見の補完と確保に努めている。

また、各教員が研究業績（研究・研修会講師等）を報告する機会が研究科会議に設けられていること、全教員が臨床心理センターで臨床活動を行い、研究者教員であっても学外での臨床的な実務を行う機会をもつことによって、知識の補完を行っている。

基準 6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

原則として、すべての授業科目について、学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施し、授業ごとの結果が各授業担当教員へ通知されている。各教員は、アンケート結果及び評価内容を踏まえて、改善策を検討しリフレクションシートにまとめている。このリフレクションシートは、当該授業の受講生を含む全学生・教職員が閲覧可能であり、学生・教員間で双方向・多方向の授業改善のサイクルが形成されている。また授業アンケートの結果が、研究科全体の自己点検・評価及びFD活動方針の決定などに活用されている。

【項目 6-2 教育課程の見直し等】

基準 6-2-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。

専門職大学院設置基準第6条の2第1項の規定に基づき、令和元年度から「帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会」が設置されている。協議会の構成員は、設置基準に適合した配置となっている。令和6年度は、令和6年8月2日に協議会が開催され、年次報告書の概要説明と意見聴取、研究科の方針と意見聴取、研究科の実習先の状況、研究科の取り組みに関する意見交換などが行われ、専門職大学院設置基準第6条の2により求められる基準を満たしている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

特になし。

第7章 入学者選抜等

(1) 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

社会人経験者など、多様な経験を有する者を入学させるよう努めている。入学説明会は年間3回行われており、教員からの説明に加えて学生が大学院生活等の相談にも応じるなど、丁寧な説明を行っており、入学後のミスマッチを防ぐためにも良い試みである。多様な世代の学生が刺激を与え合う豊かな環境の実現に結びついている。

(3) 第7章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、アドミッション・ポリシーに基づき、公正な入学者選抜が実施されている。選抜方法、入学者定員の管理等も組織的・計画的に行われ、総合的に判断して適切である。

(4) 根拠理由

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

建学の精神及び教育の基本理念に基づきアドミッション・ポリシーや入学者選抜の方法等に関する事項を制定し、大学ホームページやガイドブック等において適切に公表している。また、入学者受入に関わる業務は、研究科教職員と大学事務局入試グループが連携して取り組み、組織的かつ計画的に行われ、必要に応じて見直しも行いながら、責任ある体制を構築している。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜が実施されている。入学者選抜として、筆記試験（小論文、英語、心理学）と面接（小集団討論及び個別面接）が行われている。1人の受験生に対し、30分間の面接、及び受験者がカウンセラーの立場になり面接官を相手にする模擬面接を行っており、実学・実践力を重んじる方針が反映されている。

基準 7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

入学者選抜に関する情報は、入学試験要項等により対外的に公表され、自校出身者だけでなく、他大学出身者、社会人経験者など、入学者選抜を受ける公平な機会が等しく確保されている。自校出身者に対する優遇措置は設定されておらず、入学者に占める自校出身者の割合は、令和3年度から令和7年度までの5年間全体の平均は23.8%であり、広く門戸が開かれている。入学試験は年4回行われ、優秀な人材と定員の確保に努めている。

基準 7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

入学者選抜は、筆記試験（英語、小論文、心理学）及び面接試験によって総合的に判断されている。専門科目の試験問題は、基礎知識の有無を確認するとともに、小論文や英語の筆記試験において判断力、思考力、分析力、表現力を確認している。面接試験では、小集団討論と個別面接が実施され、それぞれについて複数の教員の合議により行われている。その際に、アドミッション・ポリシーに沿う資質を有しているかについて、客観性を担保しつつ評価が行われている。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

入学者選抜に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、他学部の卒業生や一定の社会的経験を持つものを入学させるよう努めている。令和3年度から令和7年度の5年間に入学した社会人経験者の割合は56.3%である。社会人経験者については、その経験を将来の心理臨床の場でどのように活かそうとしているのかを見極めるよう努めている。

【項目 7-2 収容定員と在籍者数】**基準 7-2-1**

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること（レベル1）。

平成25年度に入学定員を15名に見直して以降、収容定員充足率は落ち着きつつある。令和3年度から令和7年度まで近年5年間の充足率は、113.3%～110.0%の範囲で推移しているが連続して110%を上回ることなく、在籍者数が収容定員を恒常的に上回らないように努めている。

基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル 2）。

入学定員は平成 23 年度及び 24 年度は 10 名、平成 25 年度以降 15 名に変更されている。令和 3 年度から令和 7 年度までは入学者が 16 名、定員充足率は 106.7%で安定している。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

特になし。

第8章 教員組織

(1) 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

専任教員の職位、年齢構成、専門領域等がバランスよく配置されている。

(3) 第8章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、研究科の規模に応じた教育上必要な教員がバランスよく配置されている。教員の授業負担軽減の取り組み、研究専念期間を取得できる制度の設置等、さらなる努力が望まれる課題も認められる。

(4) 根拠理由

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

令和7年5月1日現在の専任教員の構成は、教授7名、准教授2名、講師3名の計12名であり、年齢構成については、60歳以上は5名、50歳代3名、40歳代以下4名とバランスよく、基準を満たす教員の配置が行われている。臨床心理学基本科目及び臨床心理展開科目においては、すべての科目において臨床心理士を配置し、複数教員で担当している。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

専任教員は、専攻分野に関する教育・研究上の優れた業績を有している。教員の教育上又は研究上の業績や専門分野については、大学ホームページ等で公表されている。専任教員12名のうち10名が臨床心理士有資格者である。医療、福祉、教育の領域における臨床心理実践経験の豊富な教員が配置され、幅広い専門性をもつ教員が多数いる。

学内の他研究科（修士課程）を兼担する専任教員はならず、帝京平成大学健康メディカル学部臨床心理学科を兼担する教員は1名、帝京平成大学大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士課程を兼担する教員は5名である。

【項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

必修科目・選択必修科目 25 科目のうち 23 科目を専任の教授又は准教授が担当しており、専任教員配置率は 92.0%である。

【項目 8-3 教員の教育研究環境】

基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル2）。

専任教員の授業担当単位数は 2～27 単位であり、教員間での授業負担にばらつきが見られるものの、ほとんどの教員が 20 単位以上の授業を担当している。おおむね適正な範囲にとどめられているものの、引き続き教員の授業負担を軽減する取り組みが求められる。その一環として、毎年1月ごろ研究科長と各教員で「1 on 1 ミーティング」を行い業務負担の振り返りを行うなど、改善の努力を行っている。

基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

研究科の専任教員 12 名のうち 10 名が、附属の臨床心理センターにおいて心理臨床ケースを担当するとともに、週 1 日設けられた研究日を中心に学外の心理臨床活動を実践している。また、これらの心理臨床活動は人事上の評価の要素の一つとなっている。

基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

研究支援体制は設けられているが、研究専念期間を取得できる制度はない。学会などへの参加には個人研究費の使用や授業の補講などが認められている。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

臨床心理学研究科には、助手が1名配置されており、臨床心理士有資格者である。また、臨床心理センター所属の教員として准教授（センター主任）1名、助教（専任カウンセラー）2名が、研究科の専任教員とともに学生への教育・指導、研究及び臨床の職務を行っている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①教員の授業負担軽減に向けての努力は見られるが、充分かつ持続的な改善に結びつくよう、さらなる取り組みが望まれる。

②専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるような制度化が引き続き望まれる。

第9章 管理運営等

(1) 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

FD研修会を実施し、自己点検評価の結果を積極的に教育活動等の改善に活用するための適正な体制が整えられている。

(3) 第9章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、研究科全体の事務運営は、大学組織全体が協力して適正に運営されている。

(4) 根拠理由

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

研究科の運営に関する事項を審議する会議として、「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科委員会」が置かれている。また、研究科教員及び臨床心理センター教員は、FD委員会、教務委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会など、全学16の大学委員会に参加している。またそれらの教員は、研究科内における同様の事項に関する委員会委員を兼務し、研究科内での運営を主導している。

教育方法に関する見直しや変更等重要事項は、研究科及び臨床心理センター教員全員で構成される研究科会議で審議され、その結果に基づき研究科長が決定する。特に重要な事項は、研究科長が意見を述べた上で、学長が決定する。

それ以外の研究科の運営に関する事項も、研究科会議で審議し決定される。研究科会議は毎週行われており、急な検討課題が発生した場合でも研究科としての迅速な対応がとれるようになっている。

なお、専任教員の人事については、研究科長が出席する大学人事委員会で審議し、その結果を基に学長が理事長へ答申して、最終的に理事長が決定している。

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、配置された職員の研修が行われていること(レベル1)。

研究科の事務は、帝京平成大学池袋キャンパスの事務各部署が行う。ただし、教学マネジメントに係る事項(自己点検・評価、外部評価に関することを含む)については、全学的な対応を担う教学マネジメント室(中野キャンパス)が行う。池袋キャンパスにある、総務、

会計、施設、入試、教務、メディアライブラリーセンター、就職支援の事務グループの下で、研究科及び臨床心理センターについて事務分掌を行い、各々の担当部門ごとに適切に処理されている。臨床心理センターには2名の非常勤職員が配置されている。

各年度初頭にスタッフ・ディベロップメント（SD）研修実施計画が策定され、各種研修会が実施されている。また、平成20年度から、職員の「資格取得支援制度」も設けられている。

基準 9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル1）。

各教員に個人研究費及び個人研究旅費が支給されており、設備・備品等、必要な費用は適切に支給されている。個人研究費、個人研究旅費ともに、未執行分は次年度に繰越が認められている。

個人研究費とは別に、設備・備品の購入や教育・研究活動に伴う支出など、研究科としての教育・研究の遂行に必要な費用が支給されている。業務にかかる経費は支出案件ごとに大学に申請し支出が決定される体制になっている。令和6年度は、研究科については230万円程度、臨床心理センターについては156万円程度が支給されている。新しい心理検査等も、潤沢に準備されている。

【項目 9-2 自己点検評価】

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

大学組織として自己点検・評価委員会が設置され、全学的な自己点検・評価を運営・統括している。また、「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科自己点検・評価実施内規」に基づき、研究科における自己点検・評価が運用されている。自己点検・評価の取り組みを、総合評価と課題評価の2つに区分し、それらについて4年度を1つの周期として実施、公開している（ただし、専門職大学院認証評価を受審する年度については、周期に含まれていない）。

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

自己点検評価の項目は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定めた評価基準「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」を準用している。自己点検・評価委員会に委嘱された教員が主導し実施している他、研究科単位での自己点検・評価を行うためのチームも作り、実施している。

基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

自己点検評価の結果で明らかになった課題について、研究科のFD活動、特に年度末に行うFD研修会において検討している。各科目担当の教員がFD研修会での討議結果に基づき改善案を検討して、その結果を次年度当初の研究科会議において研究科全体で共有し、実行している。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

研究科は平成 27 年度と令和 2 年度の 2 回「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の認証評価を受け、認証評価基準のすべてを満たしており臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定されている。

また大学院を含む帝京平成大学全体に係る大学機関別認証評価については、平成 22 年度、平成 29 年度及び令和 6 年度の 3 回、「公益財団法人日本高等教育評価機構」による認証評価を受け、いずれも適合の評価を受けている。

なお、令和 6 年度帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会において、「日本臨床心理士資格認定協会」に提出した年次報告書に基づき、研究科の教育等の取り組みを説明し、外部委員から意見を聴取した。さらに令和 7 年度には、令和 6 年度に行った総合評価の結果をまとめた自己点検評価報告書に基づき、協議会の中で外部委員の検証を受けた。

【項目 9-3 情報の公示】**基準 9-3-1**

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

教育活動等の状況については、自己点検報告書、大学ホームページ、大学院ガイドブック、入学試験要項、入試説明会等において広く社会に情報提供がされている。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

専門職大学院認証評価を受審する年度については、自己点検評価報告書を大学ホームページ等に掲載している。

その他の年度については、教育活動等に関する重要事項を記載した文書として教育活動等現況報告書をまとめ、大学ホームページに掲載している。

【項目 9-4 情報の保管】

基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

文書の保存については、「学校法人帝京平成大学文書保存規程」に則った運用がされている。

自己点検評価及び認証評価に用いる情報や資料は、所管部署において5年、あるいは10年の保存期間を決めた上で保管している。求めがあった場合には、速やかに提出できる状態で保管されている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

特になし。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

(1) 評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

研究科専用図書室が設けられるなど、研究活動を円滑に進めるための環境が整っており、利便性が高い。

(3) 第 10 章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成に必要な学内実習施設、設備、学生の自習室、教員の研究室、図書館等が備えられている。ただし長期的に見て、教員研究室の環境整備及び講義室の空調設備の不便の解消など、検討すべき事項がある。

(4) 根拠理由

【項目 10-1 施設の整備】

基準 10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル 1）。

授業に必要な規模及び数の教室は適切に設置されている。教員研究室については、教授及び准教授には一人一室が割り当てられている一方で、講師には二人で一室を共有する形態となっている。教育・研究活動を行う上で教員が不便を感じていないか適切に聴取し、必要に応じて配慮及び対応を行うことが望ましい。居室の構造として天井部が開放されていることは、密室性を回避するという点で一定の利点があるものの、情報管理の面で支障が生じる可能性がある。

学生の自習室としては、大学院生室及び臨床心理センター記録室の二箇所が用意されており、目的に応じて利用することが可能である。いずれの自習室においてもコピー機などの機器が備えられているが、学生は主にフリースペースとして利用している。今後は、個人スペースの充実を図ることで、学生が学内において落ち着いて学修に取り組める環境の整備が求められる。なお、記録室は学生が多数集まるスペースであるが、窓のない構造となっているため換気が困難であり、教育環境の面において懸念が残る。

建物の構造上の制約により、講義室には集中管理型の空調設備が設置されており、細やかな温度調整が困難であることから、学生が不便を感じている様子が見受けられる。

【項目 10-2 設備及び機器の整備】

基準 10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

各種情報機器、情報管理のための保管庫やシュレッダー等、教育・研究に必要な設備及び機器が整備されている。心理検査用具は最新のものが一定数確保されており、使用に際しての鍵管理など保全がなされている。

【項目 10-3 図書館の整備】

基準 10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

総合図書館として MiNoRi セントラルにメディアライブラリーセンターが設置されているほか、大学院生室及び教員研究室が所在する MiNoRi ラボには、研究科専用図書室が設けられており、研究活動を円滑に進めるための環境が整備されている。

メディアライブラリーセンターには、臨床心理学関連の書籍、視聴覚資料、専門雑誌が所蔵されており、自習スペースも充実していることから、研究科の学生が自習場所として活用している。蔵書検索やデータベース検索については、インターネットを介して MiNoRi ラボ内の大学院生室等からも利用可能なシステムが構築されており、利便性が高い。

事例研究論文など、プライバシー保護を要する資料については、臨床心理センター内の鍵付き保管庫にて適切に管理されており、管理体制は整備されている。ただし、学生が日常的な学習においてより活用できるよう、研究科専用図書室においては、最新の図書やプライバシー保護を要する臨床心理学・精神医学等の専門学術誌（和・洋雑誌）を含む、蔵書の一層の充実が望まれる。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

① 教員研究室については、教育・研究活動において一定の制約が生じる懸念があるため、教員が不便や支障を感じていないか調査し、必要な配慮及び適切な対応を行うことが望ましい。

② 建物の構造上の制約により、講義室には集中管理型の空調設備が設置されており、細やかな温度調整が困難である。教員及び学生が不便を感じていないかの聴取を適宜行い、後付け可能な暖房機器の設置など、可能な限り必要な対応を講じることが望ましい。

③ MiNoRi ラボにある研究科専用図書室における蔵書のさらなる充実が望まれる。

Ⅲ 資 料

- 1 帝京平成大学大学院の現況及び特徴
- 2 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱
- 3 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則
- 4 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程
- 5 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程
- 6 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程
- 7 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程
- 8 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則

(資料1) 帝京平成大学大学院の現況及び特徴

I 評価対象大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 (専門職学位課程)
- (2) 所在地 東京都豊島区東池袋二丁目 51 番 4 号 池袋キャンパス MiNoRi セントラル
東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 10 号 池袋キャンパス MiNoRi ラボ
- (3) 開設年月 平成 23(2011)年 4 月
- (4) 教員数 (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)
【大学院臨床心理学研究科】
教授 7 人 (兼担 1 人を含む) 准教授 2 人 講師 3 人
助手 1 人 非常勤講師 4 人
【臨床心理センター】
准教授 1 人 助教 2 人
- (5) 学生数 (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)
収容定員 30 人
在籍者数 33 人 (1 年次 16 人 2 年次 17 人)

2 特徴

(1) 大学の目的等

帝京平成大学(以下「本学」という)は、表 I-2-1 に示す建学の精神を掲げ、昭和 62(1987)年 4 月に開学した(開学時の大学名は「帝京技術科学大学」。平成 7(1995)年に現在の校名へ変更した)。

表 I-2-1 帝京平成大学 建学の精神

実学の精神を基とし 幅広い知識と 専門分野における実践能力を身につけ
創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた 人材を養成する

この建学の精神に基づき、本学は大学の目的を表 I-2-2 に、基本理念を表 I-2-3 に、大学院の目的を表 I-2-4 に、専門職学位課程の目的を表 I-2-5 に示すとおり定めている。

表 I-2-2 帝京平成大学 目的

帝京平成大学は建学の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

表 I-2-3 帝京平成大学 基本理念

1. 人文・社会科学と自然科学に均整のとれた教養教育を通して人間愛を培い、広聴心を涵養し、専門的能力を人類の幸福・福祉のための的確に適用できる健全な人格を養成する。

2. 自立と不撓不屈の精神を養い、実学的に幅広く高度な専門知識と学際的な問題解決能力を備え、創造性に富む人材を育成する。
3. 専門の学術を深く研究して成果を世界的に発信するとともに、大学の人材、施設を活用して地域社会との交流と貢献に努め、人類の発展に寄与する。

表 I-2-4 帝京平成大学大学院 目的

帝京平成大学大学院は建学の精神に則り、情報科学、健康科学、臨床心理学、薬学及び看護学に関する学理及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、広く国際的視野に立って社会の発展に貢献できる有為な人材を養成し、以って文化・医療の進展に寄与することを目的とする。

表 I-2-5 専門職学位課程 目的

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した実践能力を培うことを目的とする。

(2) 沿革

本学の開学から帝京平成大学大学院臨床心理学研究科専門職学位課程（以下「本研究科」という）の開設、更に今日に至るまでの沿革は、表 I-2-6 に示すとおりである。

表 I-2-6 大学院臨床心理学研究科の沿革

昭和 62(1987)年 4月	● 「帝京技術科学大学」として千葉県市原市(現在の千葉キャンパス)に開学
平成 7(1995)年 4月	● 大学名称を「帝京平成大学」へ変更
平成 14(2002)年 4月	● 「健康メディカル学部臨床心理学科」（現在の「心理学科」）を開設
平成 15(2003)年 4月	● 帝京平成大学臨床心理センターを千葉キャンパス内に開設
平成 19(2007)年 4月	● 「大学院健康情報科学研究科臨床心理学専攻 博士前期課程・博士後期課程」を開設
平成 20(2008)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究科の名称を「健康科学研究科」へ変更 ● 池袋キャンパス開設。これに伴い「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻 博士前期課程・博士後期課程」を同キャンパスへ移転。 ● 「財団法人(現公益財団法人)日本臨床心理士資格認定協会」から臨床心理士養成のための第一種指定大学院として認定を受ける。 ● 帝京平成大学臨床心理センターを池袋キャンパス MiNoRi セントラル内に開設
平成 21(2009)年 4月	● 帝京平成大学臨床心理センターを池袋キャンパス MiNoRi セントラルから 2号館へ移転(注: 2号館は平成 29年に取り壊され、現在は無い)
平成 23(2011)年 3月	● 千葉キャンパス内の帝京平成大学臨床心理センターを閉鎖
平成 23(2011)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻専門職学位課程」を開設 ● 「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程」の学生募集を停止 ● 帝京平成大学板橋臨床心理センターを東京都板橋区の帝京大学板橋キャンパス本館内に開設
平成 25(2013)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 帝京平成大学臨床心理センターを池袋キャンパス2号館から MiNoRi ラボへ移転 ● 帝京平成大学板橋臨床心理センターを帝京大学板橋キャンパス内4号館(東京都北区)へ移転
平成 28(2016)年 3月	● 平成 27年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審し、適合の判定を受ける(1回目受審)
令和 2(2020)年 2月	● 帝京平成大学板橋臨床心理センターを閉鎖
令和 3(2021)年 3月	● 令和2年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審し、適合の判定を受ける(2回目受審)

本研究科は、平成 23(2011)年 4 月に、全国で 6 番目、東日本では最初の臨床心理分野の専門職大学院として開設された。

本研究科は、開設から令和 7 (2025)年度までの間で、臨床心理分野専門職大学院の評価機関である「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」による認証評価を、平成 27(2015)年度と令和 2 (2020)年度の 2 回受審しており、いずれについても評価基準に適合しているとの判定を受けている。

令和 7 (2025)年度には開設から 15 年目を迎え、毎年度臨床心理士並びに公認心理師を社会へ輩出しつつ今日に至っている。

(3) 本研究科の目指すところと教育の特色

本研究科は、本学の建学の精神である「実学」の理念に沿って、今日大きな社会問題となっている心の問題に対応し、学校・教育、医療・福祉、地域保健・産業など様々な領域での確かな支援を提供できる実践的な心理臨床家の養成を目指している。この目的を達成するため、学生に対して、以下の特色を有する教育を行っている。

① 理論的教育と実務的教育を適切に組み合わせた教育

例えば精神疾患の講義とそれらの疾患に対する面接演習を組み合わせるなど、講義と演習・実習を相互に関連させて授業を実施している。

② ケースを通して自ら考える経験の積み重ね

学生は 2 年次に行われるケースカンファレンスにおいて自身の担当ケースを 3 回報告し、教員や学生から質疑や助言を受ける。このことがケースを通して学ぶ重要な機会となっている。ケースカンファレンスの実施にあたっては、以下の 2 点を心がけて運営している。

- ケース紹介の後で 10 分ほど学生が小グループ討論を行う時間を設け、その後学生だけが発言できる時間帯を設けて、学生自らが考え発言することを促す。
- 後期には学生が討論に参加しやすいよう、ケースカンファレンスを 2～3 グループに分け、少人数化して実施する。

③ 学生一人ひとりに対するきめ細かい指導

1 学年 15 人（入学定員）の学生に対し本研究科専任教員 12 人と臨床心理センター教員 3 人が配置されており、十分な指導が行える体制を整えている。また、専任教員がアドバイザーとして学生一人ひとりを受持ち、指導を行う「アドバイザー制」を導入しており、履修、学修、実習だけでなく生活面の相談にも応えるなど、きめ細かい指導を行っている。

④ 志望する領域についての深い学修

臨床心理士として修得が必要な各領域の知識・技能をバランスよく学ぶとともに、修了後の実践を考慮し、学生へは学校・教育、医療・福祉、地域保健・産業の 3 つの領域のうち志望する領域について、理論と実践を相互に関連させた専門的な学修を進める。そのため志望領域の実習は週 1 日・通年で実施するとともに、アドバイザーには学生の志望領域に近い専門領域を持つ教員を割当てよう配慮している。

⑤ 豊富な実習による実践能力の修得

専門職学位課程 2 年間で学内外において多くの実習を行い、現場の多様なニーズに即応できるスキルを修得する。毎週 1 コマの授業の中で実習の振り返りの機会を設け、各実習領域の学生と担当教員が参加して、実習における問題を解決し学びを促すため、討論と指導を行っている。

II 専門職大学院の目的

1 研究科の目的

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科専門職学位課程（以下「本研究科」という）は、帝京平成大学（以下「本学」という）の建学の精神、基本理念、大学院の目的、専門職学位課程の目的に則り、表Ⅱ-1-1に示す研究科の目的を掲げている。この目的を達成するため、本研究科学生に対し、附属の臨床心理センターや学外施設での豊富な実習を通じた実践の機会を提供し、入学から修了まで一貫したきめ細かい指導を行っている。

表Ⅱ-1-1 臨床心理学研究科 目的

臨床心理学研究科は、本学の建学の精神に則り、専門職学位課程として、実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。

2 3つのポリシー

(1) ディプロマ・ポリシー

本研究科は、前記に掲げる研究科の目的を踏まえ、表Ⅱ-2-1に示すディプロマ・ポリシーを定めて、本研究科の課程を修める時に到達すべき目標を明確に示している。そして、このディプロマ・ポリシーに基づき、厳格な修了認定・学位授与を行っている。

表Ⅱ-2-1 臨床心理学研究科 ディプロマ・ポリシー

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、本専攻の課程を修め、以下の要件を満たして高度専門職業人の水準に達した者に対し、学位を授与する。臨床心理修士（専門職）

- ① 臨床心理学の高度専門職業人の実務に必要な専門的な臨床心理学の知識を修得し、心理査定や心理面接等を適切に実施できる。
- ② 自ら行った心理査定や面接等について、関連する指針や文献等に基づいて説明できる。
- ③ 臨床心理学の高度専門職業人としての使命と責任を自覚し、目的意識を持って自己研鑽を積み重ね、自ら学び続けることができる。
- ④ 他の専門職種と連携してチームワークを尊重して協働することができ、個人や地域住民の心の健康に貢献できる。

(2) カリキュラム・ポリシー

本研究科の目的並びにディプロマ・ポリシーに示す到達目標を達成するため、表Ⅱ-2-2に示すカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づき講義・演習・実習を関連させた教育課程を編成し、少人数での双方向・多方向による講義及び演習と豊富な実践の機会を提供する実習を行っている。

表Ⅱ-2-2 臨床心理学研究科 カリキュラム・ポリシー

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、専門職大学院としての目的を達するため、理論的教育と実務的教育を適切に組み合わせ、以下の教育課程を編成し、実施する。

- ① 臨床心理学の高度専門職業人に必要な専門的知識の確実な修得と、現実の問題を分析し解決していく能力の向上をはかるため、授業と演習・実習を相互に関連させて実施する。
- ② 授業においては、討論や質疑応答を促し、主体的で多角的な思考を身につける。
- ③ 心理査定および、その報告書の作成に必要な知識と技術を修得する。

- ④ 学内施設（臨床心理センター）を活用し、個人ごとのスーパービジョンを受けながら臨床事例を担当する。
- ⑤ 学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域の外部実習を実施し、臨床現場での学びを促す。
- ⑥ 入学から卒業までアドバイザーによる個人指導等を実施する。
- ⑦ 自ら担当したケースの臨床経験をケースカンファレンス等で発表し、事例研究指導者の指導を受けながら、事例研究論文としてとりまとめる。

（3）アドミッション・ポリシー

本研究科の目的を達成するため、表Ⅱ-2-3に示すアドミッション・ポリシーに基づき、心理学系の学部卒業生だけでなく、一定の心理学的素養を有する他学部卒業生や社会人経験者を幅広く受け入れている。

表Ⅱ-2-3 臨床心理学研究科 アドミッション・ポリシー

- 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の「実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する」という教育理念と目的を達成するため、以下の入学者を求める。
- ① 人と心に対する深い関心と理解力を有している。
 - ② 柔軟で安定した対人関係能力を有している。
 - ③ 社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての高い倫理観を有している。
 - ④ 臨床心理学の高度専門職業人を目指す強い意欲を有している。

(資料2)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
評価基準要綱

目 次

はじめに

I 総則

1 評価の目的	50
2 評価項目及び評価基準の性質及び機能	51
3 適格認定の要件等	53

II 評価項目及び評価基準

第1章 教育目的	54
1-1 教育目的	
第2章 教育課程	56
2-1 教育内容	
2-2 授業を行う学生数	
2-3 授業の方法	
2-4 履修科目登録単位数の上限	
第3章 臨床心理実習	62
3-1 学内実習施設	
3-2 学内臨床心理実習	
3-3 学外実習施設	
3-4 学外臨床心理実習	
第4章 学生の支援体制	66
4-1 学習支援	
4-2 生活支援等	
4-3 障害のある学生に対する支援	
4-4 職業支援（キャリア支援）	
第5章 成績評価及び修了認定	71
5-1 成績評価	
5-2 修了認定	
第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等	74
6-1 教育内容等の改善措置	
6-2 教育課程の見直し等	

第7章 入学者選抜等	77
7-1 入学者受入	
7-2 収容定員と在籍者数	
第8章 教員組織	80
8-1 教員の資格と評価	
8-2 専任教員の担当授業科目の比率	
8-3 教員の教育研究環境	
第9章 管理運営等	84
9-1 管理運営の独自性	
9-2 自己点検評価	
9-3 情報の公示	
9-4 情報の保管	
第10章 施設、設備及び図書館等	88
10-1 施設の整備	
10-2 設備及び機器の整備	
10-3 図書館の整備	

III 認証評価の組織と方法等

1 認証評価の組織	91
2 認証評価の方法等	92
3 認証評価の時期	93
4 教育課程又は教員組織の変更への対応	94
5 情報公開	95
6 評価項目・評価基準の改訂等	96
7 認証評価手数料	97

I 総則

1 評価の目的

1-1

協会が、大学からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価項目及び評価基準の性質及び機能

2-1

評価項目及び評価基準は、学校教育法第110条第2項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価項目及び評価基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される設置基準等を踏まえて、協会が、評価対象の専門職大学院（以下、「評価対象大学院」という）の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という）をする際に、専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

各評価項目の評価基準はその内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの（レベル1）。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの（レベル2）。

例 「・・・に努めていること。」 等

2-4

解釈指針は、各評価項目の評価基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

2-5

2-4における「評価項目の評価基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

- (3) 各専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

3 適格認定の要件等

3-1

評価対象大学院は、評価の結果、協会の定める評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。協会から適格認定を受けた専門職大学院を協会認定臨床心理分野専門職大学院という。

3-2

評価基準に適合していると認められるためには、評価項目のレベル1の評価基準はすべて満たされていなければならない。かつ、レベル2の評価基準の7割以上が満たされていなければならない。

3-3

評価項目のレベル1の評価基準を満たすためには、2-5-(1)に分類される解釈指針がすべて満たされていなければならない。

3-4

協会認定臨床心理分野専門職大学院は、認証評価のための評価項目で定められた評価基準を継続して充足するだけでなく、臨床心理士養成の基本理念や当該専門職大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

Ⅱ 評価項目及び評価基準

第1章 教育目的

項目 1-1 教育目的

基準 1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

解釈指針 1-1-1-1

目的が、専門職大学院設置基準第2条で定める目的（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う）に沿っていること。

解釈指針 1-1-1-2

目的が、学校教育法第99条（学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する）に沿っていること。

基準 1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

解釈指針 1-1-2-1

目的が、大学院の構成員（教職員及び学生）に周知されていること。

解釈指針 1-1-2-2

目的が、社会に広く公表されていること。

基準 1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

解釈指針 1-1-3-1

学生の学業成績、修了の状況、修了者の臨床心理士資格試験の合格者数（合格率80%以下が2年間連続しないこと）等から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針 1-1-3-2

修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針1-1-3-3

授業評価、学生からの意見聴取等の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針1-1-3-4

学外実習先の関係者、修了生、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

第2章 教育課程

項目2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

解釈指針2-1-1-1

教育課程は、臨床心理士養成のための教育機関としての専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が体系的に行われるよう編成されていること。

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

解釈指針2-1-2-1

臨床心理学基本科目は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理について、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容であること。

解釈指針2-1-2-2

臨床心理展開科目は、実務の経験を有する教員による基本的な臨床心理領域（医療・保健、福祉、教育の領域など）での実務的なことを学ぶ内容であること。また、臨床心理事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶ内容であること。

解釈指針 2-1-2-3

臨床心理応用・隣接科目は、種々の臨床心理の領域について広く深く学ぶ内容であること。また、多様な臨床心理の応用技法について広く深く学ぶ内容であること。さらに臨床心理と隣接する領域・分野について広く深く学ぶ内容であること。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

解釈指針 2-1-3-1

基準 2-1-2（1）に定める臨床心理学基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。

（1）臨床心理学原論（臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理の概要等を含むこと。）

4 単位

（2）臨床心理査定（臨床心理査定の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）

6 単位

（3）臨床心理面接（臨床心理面接の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）

6 単位

解釈指針 2-1-3-2

基準 2-1-2（2）に定める臨床心理展開科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。

（1）臨床心理地域援助（基本的な臨床心理領域での実務的なこと学ぶ科目をいう。なお、実習を含むこと。）

10 単位

（2）臨床心理事例研究（臨床心理事例研究論文の作成について学ぶ科目をいう。）

8 単位

解釈指針 2-1-3-3

基準 2-1-2（3）に定める臨床心理応用・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち10単位以上が選択必修又は選択とされていること。

項目 2-2 授業を行う学生数

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル1）。

解釈指針 2-2-1-1

すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、原則として30名を上限とし、学生に対して授業が行われていること（なお、適切な授業方法については解釈指針 3-2-1-3 を参照）。

解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という）及び科目等履修生。

解釈指針 2-2-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による授業科目（必修科目を除く）の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

項目 2-3 授業の方法

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-3-1-1

「専門的な臨床心理学の知識」とは、当該授業科目において特定の分野に偏ることなく臨床心理士として必要と考えられる水準及び範囲の臨床心理学の知識をいう。

解釈指針 2-3-1-2

「具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針 2-3-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、ロールプレイ、現場体験、事例研究その他の方法をいう。

解釈指針 2-3-1-4

臨床心理展開科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

- (1) 学外実習においては、オリエンテーションを徹底的に行い、参加学生による実習先での関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務遵守等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) 学外実習においては、教員が、実習先の実務指導者と連絡・連携して実習学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。
- (3) 学外実習においては、実習先への移動時間や移動にともなう負担等について、学生の学習支援及び学生間の公平性の観点から適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-3-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針 2-3-1-6

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

項目 2-4 履修科目登録単位数の上限

基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること（レベル1）。

第3章 臨床心理実習

項目3-1 学内実習施設

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

解釈指針3-1-1-1

面接室は、個別面接室、集団面接室などを設け、適度な広さで、落ち着いた雰囲気があり、話し声が外に漏れない部屋であること。

解釈指針3-1-1-2

遊戯療法室は、適度な広さがあり、いろいろな遊具が揃えられていて、怪我をしないように安全面の配慮がなされている部屋であること。

解釈指針3-1-1-3

事務室は、実習の遂行がスムーズに行われるのをサポートするような設備、備品、書類などを整え、事務員が常駐している独立した部屋であること。

解釈指針3-1-1-4

その他の施設として、受付、相談員室、待合室、面接記録を安全に保存するための面接記録保管室などが設けられていること。

解釈指針3-1-1-5

学内実習施設は、関係者以外は立ち入りを制限しており、バリアフリーであること。

解釈指針3-1-1-6

面接室、遊戯療法室、事務室等の各施設には、非常ベルや非常口、防犯用具など、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応について関係者に周知がなされていること。

項目 3-2 学内臨床心理実習

基準 3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

解釈指針 3-2-1-1

「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのため時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

解釈指針 3-2-1-2

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理（クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等）について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針 3-2-1-3

「学生のケース担当」については、クライアントの発達段階や問題が偏らず多様になるようにして、十分なケース数及び時間数を確保すること。また、教員が陪席するなど、責任をもって指導すること。

解釈指針 3-2-1-4

「ケースカンファレンス」については、その学習効果をあげるために、教員1名につき学生数は概ね20名以内で行われていること。

解釈指針 3-2-1-5

「スーパーヴィジョン体制」については、学生がケースを担当する場合、適切なスーパーヴィジョンが行われていること。

解釈指針 3-2-1-6

学内実習施設がその機能を十分に果たすために、在籍学生が3ケース以上持つことができるように努めること。

項目 3-3 学外実習施設

基準 3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

解釈指針 3-3-1-1

医療・保健領域の学外実習施設とは、病院（総合、精神科、心療内科、小児科等）、精神保健福祉センター等である。

解釈指針 3-3-1-2

教育領域の学外実習施設とは、教育センター、小学校、中学校、高等学校等である。

解釈指針 3-3-1-3

福祉領域の学外実習施設とは、児童相談所、児童養護施設、児童心理治療施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等である。

解釈指針 3-3-1-4

学外実習施設としては、臨床心理士が勤務している施設を確保すること。

項目 3-4 学外臨床心理実習

基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

解釈指針 3-4-1-1

「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのため時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

解釈指針 3-4-1-2

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理（クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等）について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針 3-4-1-3

「指導体制」については、大学教員による事前指導、実習中の指導、事後指導等、及び学外実習先の実習指導者による指導が適切に行われていること。

第4章 学生の支援体制

項目4-1 学習支援

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

解釈指針4-1-1-1

入学者に対して、教育のガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針4-1-1-2

履修指導においては、評価対象大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして、適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針4-1-1-3

臨床心理実習などにおいて、学生が体験するさまざまなストレスや倫理上の諸問題について、教員がそれを聴取し指導・助言できる体制がとられていること。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

解釈指針4-1-2-1

オフィスアワー等を設定している場合は、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針4-1-2-2

学習相談、指導・助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

基準4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

解釈指針4-1-3-1

「教育補助者」にはティーチング・アシスタント（TA）等が含まれる。

基準4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対

策が講じられていること（レベル1）。

解釈指針4-1-4-1

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うため、個別履修指導、オフィスアワーでの指導、学部の心理学関連の授業の履修、ティーチング・アシスタントの配置等の特別な配慮が行われていること。

項目 4-2 生活支援等

基準 4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル 2）。

解釈指針 4-2-1-1

評価対象大学院は、多様な措置（奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針 4-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健管理センター、学生相談室等を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

項目 4-3 障害のある学生に対する支援

基準 4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル 2）。

解釈指針 4-3-1-1

身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応に努めていること。

解釈指針 4-3-1-2

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針 4-3-1-3

身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

項目 4-4 職業支援（キャリア支援）

基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

解釈指針 4-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

解釈指針 4-4-1-2

学生の就職状況や就職先について、修了後も継続して情報収集にあたり、必要に応じて卒業生を支援するための仕組みを整えるように努めていること。

解釈指針 4-4-1-3

教員やキャリア支援担当事務員が学生の就職先や修了生と連絡・連携を密にするように努めていること。

第5章 成績評価及び修了認定

項目5-1 成績評価

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針5-1-1-1

基準5-1-1（1）における成績評価の基準として、授業科目の性質上差し支えがある場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要件（出席状況、授業態度、レポート等）があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針5-1-1-2

基準5-1-1（2）における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針5-1-1-3

基準5-1-1（3）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針5-1-1-4

基準5-1-1（4）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行わ

れていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

基準 5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル 1）。

項目 5-2 修了認定

基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目	16単位
イ 臨床心理展開科目	18単位
ウ 臨床心理応用・隣接科目	10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

項目6-1 教育内容等の改善措置

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

解釈指針6-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中でとりあげられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配布、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいう。

解釈指針6-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が設置されていることをいう。

解釈指針6-1-1-3

「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- (2) 教育方法や職業倫理等に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓発的方法。
- (3) 外国の大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。
- (4) 臨床心理士としての臨床的力量の評価方法に関する研究。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

解釈指針6-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれに確保されているよう、評価対象大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを

有効に活用すること（レベル1）。

解釈指針6-1-3-1

毎学期、学生による授業評価を実施し、その結果を公開するとともに、その結果について教員間で共有・協議し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に生かすこと。

項目 6-2 教育課程の見直し等

基準 6-2-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。

解釈指針 6-2-1-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。

- (1) 産業界等（修了生の就職先・実習先）との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等（修了生の就職先・実習先）との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

解釈指針 6-2-1-2

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、(1) から (3) に掲げる者（専門職大学院設置基準第6条の2第2項のただし書きに規定する場合にあっては(1) から (2)) をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該評価対象大学院を置く大学の教職員以外の者とするを基本とする。

- (1) 当該評価対象大学院の専任教員。ただし、当該評価対象大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。
- (2) 当該評価対象大学院の課程に係る職業に就いている者又は臨床心理分野に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、臨床心理分野の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 当該評価対象大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの

第7章 入学者選抜等

項目7-1 入学者受入

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

解釈指針7-1-1-1

入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針7-1-1-2

入学志願者に対して、理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

基準7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

解釈指針7-1-3-1

入学者選抜において、評価対象大学院を設置している大学の主として臨床心理を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと、入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

基準7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

解釈指針7-1-4-1

入学者選抜に当たっては、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、

表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 7-1-4-2

入学者選抜に当たっては、学生の質を確保するために、厳正な筆記試験、面接試験等を実施し、総合的に判断を行うこと。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

解釈指針 7-1-5-1

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。

項目 7-2 収容定員と在籍者数

基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル1）。

解釈指針 7-2-1-1

基準 7-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する在籍者には、留年者及び休学者を含む。

解釈指針 7-2-1-2

在籍者数が収容定員を上回った場合は、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。3年間連続して収容定員の110%をオーバーする状態がないようにすること。

基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル2）。

解釈指針 7-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。3年間連続して入学定員の90%を下回る状態がないようにすること。

第8章 教員組織

項目8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

解釈指針8-1-1-1

教育上必要な教員を置くにあたっては、年齢構成、専門分野のバランスが取れるようにするとともに、教育の質を保つために教授の数を1/2以上とすること。

解釈指針8-1-1-2

臨床心理分野の科目（隣接科目を除く）を担当する教員は、臨床心理士であること。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針8-1-2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する臨床心理学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。

解釈指針8-1-2-2

基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動についても自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。

解釈指針8-1-2-3

基準8-1-2に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士後期課程の専任教員（全員）、学部の基幹教員（必要専任教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内）を兼ねることができる。また、専門職大学院を設置してから5年間を経過するまでに限り、修士課程、博士課程前期、他の専門職学位課程の専任教員についても、必要専任教員数のうち算定の基礎と

なる修士課程の必要教員数までの範囲内で、当該専門職大学院の専任教員を兼ねることができる。

解釈指針 8-1-2-4

実務家教員の採用にあたっては、実務領域の多様性の確保に配慮し、臨床心理実務の経験を重視すること。

項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

解釈指針 8-2-1-1

基準 8-2-1 に掲げる授業科目の概ね 9 割以上が、専任教員によって担当されていること。

項目 8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル2）。

解釈指針 8-3-1-1

各専任教員の授業負担は、高い教育の質を保つために、研究科及び学部等を通じて、多くとも年間26単位以下とし、20単位以下にとどめられていることが望ましい。

基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

解釈指針 8-3-4-1

職員とは、助手、専門職員等のことである。

第9章 管理運営等

項目9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル1）。

解釈指針9-1-1-1

評価対象大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「大学院の運営に関する会議」という）が置かれていること。

解釈指針9-1-1-2

教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、配置された職員の研修が行われていること（レベル1）。

解釈指針9-1-2-1

管理運営のための事務体制及び職員の配置は、評価対象大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。

解釈指針9-1-2-2

職員においても、教育活動等の運営に必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント／SD）の機会を設けていること。

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル1）。

解釈指針9-1-3-1

評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-3-2

評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院において生じる収入又は評価対象大学院の運営のために提供された資金等について、評価対象大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

項目 9-2 自己点検評価

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

解釈指針 9-2-2-1

教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。

基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

解釈指針 9-2-3-1

自己点検評価においては、評価対象大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等について示されていることが望ましい。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

解釈指針 9-2-4-1

自己点検評価に対する検証を行う者については、臨床心理実務に従事し、専門職大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を中心とすること。

項目 9-3 情報の公示

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

解釈指針 9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 教育目的
- (2) 教育上の基本組織及び教員組織
- (3) 入学者選抜、収容定員及び在籍者数
- (4) 教育内容及び教育方法
- (5) 学内及び学外実習施設における実習
- (6) 学生の支援体制
- (7) 成績評価及び修了認定
- (8) 教育内容及び教育方法の改善措置
- (9) 修了者の臨床心理士資格試験の合格状況
- (10) 修了者の進路及び活動状況

項目 9-4 情報の保管

基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

解釈指針 9-4-1-1

「認証評価の基礎となる情報」には、基準 9-2-1 に規定する自己点検評価に関する文書並びに基準 9-3-2 に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針 9-4-1-2

自己点検評価及び認証評価に用いた情報並びにその原資料については、評価を受けた年から5年間を保管期間として、適切に保管されていること。

解釈指針 9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、該当する情報及び原資料を、現状のまま何ら改変を加えず、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

第10章 施設、設備及び図書館等

項目10-1 施設の整備

基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル1）。

解釈指針10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、評価対象大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること。非常勤職員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保すること。

解釈指針10-1-1-3

教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。

解釈指針10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。

解釈指針10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針10-1-1-6

図書館等を含む各施設は、評価対象大学院の専用であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

項目 10-2 設備及び機器の整備

基準 10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

解釈指針 10-2-1-1

基準 10-2-1 でいう「設備及び機器」とは以下のようなものである。

- (1) 設備：情報機器室、自習室、資料室等
- (2) 情報機器：文書作成用 P C、統計処理用 P C 及び統計ソフトウェア、ネットワーク接続用 P C、プリンタ、デジタルカメラ、複写機、印刷機、プロジェクタ、スクリーン、録音・録画機器等
- (3) 情報管理用設備・機器：書類保管庫、シュレッダー等
- (4) 心理検査・用具：知能検査、発達検査、深層心理検査（ロールシャッハ・テスト、T A T 等）、質問紙検査（MMP I 等）、箱庭療法用具等

項目 1 0-3 図書館の整備

基準 1 0-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

解釈指針 1 0-3-1-1

図書館は、評価対象大学院の専用（分室等）であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針 1 0-3-1-2

図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針 1 0-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格あるいは臨床心理情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針 1 0-3-1-4

図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針 1 0-3-1-5

図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針 1 0-3-1-6

図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針 1 0-3-1-7

図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

解釈指針 1 0-3-1-8

図書館には、臨床事例研究が掲載された専門家向けの学術雑誌など、関係者のプライバシー保護の観点からみて一般利用者に無条件に公開することになじまない図書や資料を適切に管理するために必要な設備と体制が整えられていること。

Ⅲ 認証評価の組織と方法等

1 認証評価の組織

1-1

協会は、次の評価組織により専門職大学院の評価を実施する。

(1) 認証評価委員会

専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び臨床心理分野関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される認証評価委員会は、協会が実施する専門職大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

ア 評価項目及び基準その他評価に必要な事項の制定、改訂及び変更

イ 認証評価報告書の作成

(2) 判定委員会及び判定評価チーム

認証評価委員会の下に判定委員会を置き、判定委員会の下に、認証評価を申請する専門職大学院ごとに、判定評価チームを設置する。

判定評価チームは、評価対象大学院の書類審査及び訪問調査を実施し、認証評価報告書（一次案）を作成する。この認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付し、評価対象大学院の意見を踏まえた字句修正等を行った上で認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。これと関連資料をもとにして、判定委員会は認証評価報告書（案）を作成し、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会が認証評価報告書を決定する。

1-2

認証評価委員会、判定委員会の委員は、自己の関係する大学に関する事業については、その議事の議決に加わることはできないこととする。

評価対象大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、判定評価チームの構成員に選任しないこととする。

1-3

協会は、協会が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断に基づく信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法について十分な研修を実施する。

2 認証評価の方法等

2-1

認証評価の手順は次のとおりとする。

(1) 評価対象大学院の自己点検評価報告書等を踏まえ、協会の評価項目・評価基準に基づいて、教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。

(2) (1)の結果に基づき、認証評価基準に適合しているか否かの認定をする。

(3) 認証評価基準に基づいて、臨床心理士養成の基本理念及び評価対象大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

2-2

認証評価は、書類審査及び訪問調査により実施する。

書類審査は、評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書の分析等により実施される。

訪問調査は、判定評価チーム構成員が評価対象大学院を訪問し、現地での視察、関係者からの聴取等により確認が必要な内容等を中心に調査を実施する。

2-3

判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）は評価対象大学院に送付し、その内容等に対する意見を申し立てる機会を設ける。

認証評価報告書の確定及び公表後、その内容について評価対象大学院が異議を申し立てる機会を設ける。

異議の申し立てがあった場合は、申し立て審査委員会が審査を行い、その報告を受けて認証評価委員会が異議申し立ての可否を判断する。

2-4

協会は、認証評価結果を認証評価報告書としてまとめ、評価対象大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、刊行物及び協会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

認証評価結果公表の際には、評価の透明性を確保するため、評価対象大学院から提出された自己点検評価報告書（別添で提出された資料・データ等を除く。）を協会のウェブサイトに掲載する。

3 認証評価の時期

3-1

協会は、毎年度1回、別に定める様式に従い提出された認証評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて認証評価を実施する。

なお、協会は、認証評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該専門職大学院の評価を実施する。

3-2

専門職大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内ごとに次の評価を受けるものとする。

4 教育課程又は教員組織の変更への対応

4-1

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、年次報告書として、次回の評価までの間、毎年度、協会へ提出するものとする。

なお、協会は、年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。

4-2

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更についてすみやかに協会に届け出るものとする。

4-3

協会は、協会認定臨床心理分野専門職大学院の教育課程又は教員組織の変更の届け出があった場合は、その内容について審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価項目の全部もしくは一部について再評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を当該大学院を置く大学に通知し、再評価を実施する。

また、再評価の実施にかかわらず、協会は当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じることとする。

5 情報公開

5-1

協会は、認証評価の評価項目及び評価基準、評価方法、認証評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条の第1項に規定する事項を公表するとともに、その他、認証評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により情報公開に努めるものとする。

6 評価項目・評価基準の改訂等

6-1

協会は、専門職大学院関係者、臨床心理分野関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、認証評価の評価項目・評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価項目・評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に専門職大学院関係者及び臨床心理分野関係者へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、認証評価委員会で審議し決定する。

なお、認証評価の評価項目・評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、専門職大学院の理解や自己点検評価の便宜等に配慮するものとする。

7 認証評価手数料

7-1

認証評価を申請した大学院は、別に定める認証評価手数料を納付しなければならない。

7-2

認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の場合の手数料は、別に定めるところによる。

(資料3)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
認証評価に関わる手続規則

制定：平成20年 9月12日

改正：平成21年 3月21日

改正：平成21年12月13日

改正：平成25年 4月 1日

改正：令和 4年 5月22日

(目的)

第1条 本規則は「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程」及び同規程の細則、並びに「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程」に基づき、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）による臨床心理分野の大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）の認証評価事業を公平かつ円滑に実施するため、認証評価の手続に関わる必要な事項を定めるものである。

(認証評価の着手)

第2条 協会の認証評価を受けようとする専門職大学院は、原則として認証評価を受ける前年度の9月末日までに認証評価を申請するものとする。

(認証評価のプロセス)

第3条 協会の認証評価は、以下のプロセスにより行う。

① 評価実施スケジュールの決定

協会と評価対象の専門職大学院（以下「評価対象大学院」という）は、評価対象大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて協議し、双方の合意に基づいて日程を定める。

② 研修会の開催

判定委員会は、評価対象大学院と判定委員、判定評価チーム委員を対象に認証評価実施に関する研修会を実施する。

③ 判定評価チーム委員の選任

認証評価委員会は、評価対象大学院を担当する判定評価チームを構成する判定委員及び有識者委員の候補者を理事会に推薦し、理事会が選任する。

④ 自己点検評価報告書及び関連資料の提出

評価対象大学院は、自己点検評価報告書及び認証評価のために必要とされる関連資料を作成し、評価実施年度の6月末日までに協会に提出しなければならない。

⑤ 書類審査と事前確認事項一覧表の送付

判定評価チームは、提出された自己点検評価報告書及び関連資料の分析・検討を行い、評価のために確認や視察が必要な事項を取りまとめ、事前確認事項一覧表を作成して評価対象大学院に送付する。

⑥ 事前確認事項一覧表への回答書の提出

評価対象大学院は、事前確認事項一覧表に記載された事項について補足説明や

質問への回答を記載した事前確認事項回答書を、協会を通して判定評価チームに提出する。

⑦ 判定評価チームによる訪問調査

上記書類審査終了後、判定評価チームによる訪問調査（1日ないし2日間）を行う。

⑧ 認証評価報告書（一次案）の作成

判定評価チームは、自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書、訪問調査の結果に基づき、認証評価報告書（一次案）を作成する。

⑨ 評価対象大学院への認証評価報告書（一次案）の送付と意見申し立ての機会提供

判定評価チームは、認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付する。評価対象大学院は認証評価報告書（一次案）に対して意見がある場合、認証評価報告書（一次案）受領後30日以内に協会に書面で提出することができる。

判定評価チームは評価対象大学院の意見を参考にして、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。

⑩ 認証評価報告書の作成

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、自己点検評価報告書、及び関連諸資料を総括し、認証評価報告書（案）を作成する。この認証評価報告書（案）を基に、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会において認証評価報告書を決定する。

認証評価報告書には、まず認証評価結果としての「適合している」「適合していない」を記載するとともに、その根拠を含め、評価基準に則した具体的な分析内容を記述し、全体評価を総括する。

さらに、評価基準の10章それぞれについて、長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項を具体的に記述する。

（認証評価報告書の送付及び公表）

第4条 協会は、認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

- ① 協会は、認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。
- ② 協会は、認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。
- ③ 協会は、認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

（異議申し立て手続）

第5条 評価対象大学院は認証評価報告書受領後14日以内に、協会に対して異議申し立てを行うことができる。

- 2 前項の異議申し立ては、異議事由を記載した書面を協会に送付することによって行う。
- 3 異議事由は、以下の各号記載のものとする。
 - ① 総合評価の不適合について
 - ② 分野別評価の不適合について
 - ③ 分野別評価の多段階評価について
 - ④ 個別の評価基準に対する不適合について
 - ⑤ 評価結果に影響を及ぼす評価実施上の事由について
 - ⑥ 評価結果に影響を及ぼす評価の前提たる事実認定について

(申し立て審査委員会による異議申し立ての審査)

第6条 申し立て審査委員会は、評価対象大学院からの異議申し立てを審査し、審査結果報告書を認証評価委員会へ提出する。

- 2 審査結果報告書には、審査の結論及び理由を記載する。
- 3 申し立て審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは判定評価チームに対して再調査を命ずることができる。
- 4 申し立て審査委員会は、必要に応じ、評価対象大学院、判定評価チームの代表者等からの意見聴取を行うことができる。

(認証評価委員会による異議申し立ての審理)

第7条 認証評価委員会は、申し立て審査委員会の作成した審査結果報告書を踏まえて審理し、以下の各号のいずれかの結論を示して評価対象大学院の異議申し立ての可否を判断する。

- ① 異議を不相当として却下する。
- ② 異議を相当として、認証評価委員会で認証評価報告書を修正する。
- ③ 異議を相当として、判定委員会・判定評価チームに再評価を命じる。
- 2 前項3号の再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。
- 3 認証評価委員会は、必要と認めた場合には、申し立て審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

(判定委員会・判定評価チームによる修正評価報告書の作成と認証評価委員会による審理)

第8条 判定委員会・判定評価チームは、認証評価委員会の再評価命令がなされた場合には、再評価を行い、修正評価報告書を作成する。

- 2 判定委員会・判定評価チームは、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。
- 3 修正評価報告書の内容は、認証評価委員会の再評価命令の内容に拘束される。
- 4 認証評価委員会は、判定委員会・判定評価チームの作成した修正評価報告書について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
 - ① 修正評価報告書が適当であるとして承認する。
 - ② 修正評価報告書を修正する。
- 5 認証評価委員会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば申し立て審査委員会、評価対象大学院等からの意見聴取を行うことができる。

(修正認証評価報告書の決定)

第9条 認証評価委員会は、次のいずれかにより、修正認証評価報告書(案)を作成する。

- ① 認証評価委員会が、認証評価報告書を修正して修正認証評価報告書(案)を作成する。
- ② 認証評価委員会が、その再評価命令に基づく判定委員会・判定評価チームの修正評価報告書を承認し、又はこれを修正して別途修正認証評価報告書(案)を作成する。
- 2 修正認証評価報告書(案)には、第7条の異議申し立ての内容を付記する。
- 3 修正認証評価報告書(案)に基づき、協会理事会の議を経て修正認証評価報告書を決定する。

(修正認証評価報告書の送付及び公表)

第10条 協会は、理事会によって修正認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

- ① 協会は、修正認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。
- ② 協会は、修正認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。
- ③ 協会は、修正認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

(評価後の変更への対応)

第11条 評価対象大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次回の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を協会に通知しなければならない。

- 2 協会は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した認証評価に当該事項を付記する等の措置を講ずる。この際、協会が、評価項目の全部もしくは一部について再評価の必要があると判断した場合には、評価対象大学院を置く大学に通知し、再調査を実施する。

(年次報告書)

第12条 前条第1項に定めるほか、評価対象大学院は、協会の指定した事項に関する年次報告書を本協会に提出しなければならない。

- 2 年次報告書は毎年5月1日現在の状況について記載し、同年5月末日までに提出するものとする。

(評価の周期)

第13条 評価対象大学院は、開設の日から5年以内に評価を受け、評価後、5年を経過するまでに次回の評価を受けるものとする。

なお、協会が認証評価報告書において期日を定めて評価項目の全部もしくは一部について再評価を受けることを求めた場合には、評価後の経過年数にかかわらず、評価対象大学院は、これに応じなければならない。

- 2 評価対象大学院は、前項本文にかかわらず、必要に応じて、どの時点においても、評価項目の一部について認証評価の実施を求めることができる。但し、当該項目の認証評価の具体的な実施時期等については、評価対象大学院と協会とで協議し、双方の合意の上で日程を定めるものとする。

(評価項目及び評価基準の決定と変更)

第14条 協会は、認証評価に関わる評価項目及び評価基準を決定又は、変更する場合には、公正性及び透明性を確保するため、当該項目・基準の検討段階において事前に原案を公表すると共に、原案を専門職大学院、関係団体へ送付し、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

- 2 協会は、評価項目及び評価基準を変更したときは、変更後すみやかに専門職大学院及び関連機関に送付して通知する。
- 3 変更後の評価項目・評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書に係る認証評価に対して適用される。但し、評価対象大学院が同意した場合には、変更後の評価項目・評価基準を、年度を繰り上げて適用することができる。

(認証評価手数料及び納入の時期と方法)

第15条 認証評価の手数料は1回につき3,000,000円(消費税を除く)とする。

- 2 認証評価を申請した大学院は、自己点検評価報告書を提出する時点までに手数料を一括して納入するものとする。
- 3 納入の方法は協会が指定する銀行口座への振込みとし、振込手数料等の諸費用は申請大学院が負担するものとする。
- 4 認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の手数料については別に定める。

(公表事項及び変更事項の届出)

第16条 協会は、以下の各号に定める事項を協会のウェブサイトに掲載する等の方法により公表すると共に、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

- ① 名称及び事務所の所在地
- ② 役員の氏名
- ③ 評価の対象
- ④ 大学評価基準及び評価方法
- ⑤ 評価の実施体制
- ⑥ 評価の結果の公表の方法
- ⑦ 評価の周期
- ⑧ 評価に係る手数料の額

附 則 本規則は、協会理事会が平成20年9月12日に制定し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附 則 本規則は、平成21年3月21日に改正し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附 則 本規則は、平成21年12月13日に改正した。

附 則 本規則は、平成25年4月1日に改正した。

附 則 本規則は、令和4年5月22日に改正した。

(資料4)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 認証評価審査規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成21年 3月21日

改正：平成25年 4月 1日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）は、本協会定款第3条及び第4条第1項（3）の規定に基づき、この規程を定める。

(目的)

第1条 この規程は、本協会の目的を達成するための事業の一環として、本協会が学校教育法第110条に定める文部科学大臣の認証を受けて、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）における教育研究活動等の評価を行う機関となり、当該認証評価事業に係る審査の公正と、手続の適正な運用を期することを目的とする。

(認証評価委員会)

第2条 前条の目的を達成するために、理事会のもとに、専門職大学院の認証評価事業の基本的事項を審議するための認証評価委員会を置く。

2 認証評価委員会については、別に定める。

(判定委員会)

第3条 認証評価委員会のもとに、認証評価報告書を作成するための判定委員会を置く。

2 判定委員会については、別に定める。

(申し立て審査委員会)

第4条 認証評価に関する判定に対し異議の申し立てがあった場合の審査機関として、認証評価委員会のもとに、申し立て審査委員会を置く。

2 申し立て審査委員会については、別に定める。

(事務の所管)

第5条 認証評価に関する事項の事務については、本協会の事務局が所管する。

(守秘義務)

第6条 本協会の役員、認証評価に関わる各種委員会の構成員及び事務局員は、認証評価事業の遂行により知り得た専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、第1条の認証評価事業の実施・公表のために必要があると認められた場合を除く。

(評価手数料等)

第7条 評価に関して専門職大学院から徴収する評価手数料等については、理事会で定める。

(事業報告)

第8条 認証評価委員会は、毎事業年度の始めから2か月以内に、前年度事業に係る活動報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

(事業年度)

第9条 認証評価事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第10条 この審査規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

2 初年度の事業年度の開始日は、第9条の規定にかかわらず、施行日からとする。

附 則 本規程は、平成21年3月21日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料5)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 認証評価委員会規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）認証評価審査規程第2条の規定に基づき、認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第2条 認証評価委員会は、以下の職務を行う。

- (1) 評価項目及び評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項
- (2) 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項、その他認証評価事業の実施に関する事項
- (3) 専門職大学院との認証評価委託契約等、認証評価事業に関する契約の締結
- (4) 認証評価報告書の審議
- (5) 判定委員、申し立て審査委員の推薦
- (6) 認証評価報告書に対する専門職大学院からの異議申し立てに関する事項
- (7) 専門職大学院に係る認証評価審査規程、認証評価委員会規程、判定委員会規程及び申し立て審査委員会規程の改正に関する事項
- (8) その他、理事会から委託された事項

(構 成)

第3条 認証評価委員会は、10名の委員をもって構成する。

(認証評価委員の選任)

第4条 認証評価委員は、理事会において選任する。

(任 期)

第5条 認証評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された認証評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

- 第6条 認証評価委員会には、委員長1名及び副委員長2名を置く。これらは、認証評価委員の互選により選出し、理事会の承認を得る。
- 2 認証評価委員長は、認証評価事業を統括し、これを代表する。
 - 3 認証評価委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(認証評価委員会の開催)

- 第7条 認証評価委員会は、原則として毎年1回以上開催する。
- 2 ただし、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に認証評価委員会を開催する。
 - (1) 認証評価報告書に対する専門職大学院からの異議を審理する必要があるとき
 - (2) 本協会会長又は認証評価委員長が必要と認めたとき
 - (3) 認証評価委員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
 - 3 前項(1)の異議の審理は、専門職大学院認証評価審査規程第4条に定める申し立て審査委員会の異議審査書が認証評価委員会に提出された後に行われる。

(召 集)

- 第8条 認証評価委員会は、認証評価委員長が召集する。

(議 長)

- 第9条 認証評価委員会の議長は、認証評価委員長が務めるものとする。

(定足数)

- 第10条 認証評価委員会は、認証評価委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議 決)

- 第11条 認証評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した認証評価委員の3分の2以上をもって決する。
- 2 認証評価委員は、その所属し、又は利害関係を有する専門職大学院に関する議事に参加することはできない。

(書面表決)

- 第12条 やむを得ない理由のため認証評価委員会に出席できない認証評価委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その認証評価委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 認証評価委員会の議事については、議事録を作成する。

(認証評価委員会運営細則)

第14条 認証評価委員会は、その運営に関して、認証評価委員会運営細則を別に定めることができる。

(改正)

第15条 この認証評価委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

附 則 本規程は、平成20年9月12日より施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、認証評価委員会発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年3月31日までとする。

附 則 本規程は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料6)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 判定委員会規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程(以下「専門職大学院」という)認証評価審査規程第3条の規定に基づき、判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第2条 判定委員会は、以下の職務を行う。

- (1) 専門職大学院から提出された自己点検評価報告書の審査
- (2) 専門職大学院の实地視察
- (3) 認証評価報告書(案)の作成
- (4) その他、認証評価委員会から委託された事項

(構 成)

第3条 判定委員会は、判定委員及び幹事をもって構成する。判定委員の人数及び幹事については、別に定める。

- 2 評価申請のあった専門職大学院ごとに、判定評価チームを編成する。判定評価チーム委員の構成は、別に定める。
- 3 幹事は判定委員長が任免し、委員長の指示に従い、委員会の庶務を分担するものとする。

(判定委員及び判定評価チーム委員の選任)

第4条 判定委員及び判定評価チーム委員は、理事会において選任する。

(任 期)

第5条 判定委員及び判定評価チーム委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された判定委員及び判定評価チーム委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第6条 判定委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。これらは、判定委員の互選により決定する。

2 判定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(開 催)

第7条 判定委員会は、必要に応じて開催する。

(召 集)

第8条 判定委員会は、判定委員長が召集する。

(議 長)

第9条 判定委員会の議長は、判定委員長が務めるものとする。

(定足数)

第10条 判定委員会は、判定委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議 決)

第11条 判定委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した判定委員の3分の2以上をもって決する。

2 判定委員及び幹事は、その所属し、又は利害関係を有する専門職大学院に関する議事に参加できない。

(議事録)

第12条 判定委員会の議事については、議事録を作成する。

(判定委員会運営細則)

第13条 判定委員会は、その運営に関して、別途、判定委員会運営細則を設けることができる。

(改 正)

第14条 この判定委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

附 則 本規程は、平成20年9月12日より施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、判定委員会及び判定評価チーム発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年3月31日までとする。

附 則 本規程は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料7)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 申し立て審査委員会規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程(以下「専門職大学院」という)認証評価審査規程第4条の規定に基づき、申し立て審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 申し立て審査委員会は、専門職大学院からの異議申し立てについて、それが理由があるものか、妥当なものか否かを審理し、審査結果を認証評価委員会に報告する。

(構成)

第3条 申し立て審査委員会は、委員6名で構成する。

(申し立て審査委員の選任)

第4条 申し立て審査委員は、理事会において選任する。

2 申し立て審査の対象となる専門職大学院に所属し、又は利害関係を有する者は、当該専門職大学院の申し立て審査に加わることはできない。

(任期)

第5条 申し立て審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された申し立て審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 申し立て審査委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を定める。

2 申し立て審査委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(開催)

第7条 当該専門職大学院から評価報告書に対して異議の申し立てが出された場合は、申し立て審査委員会に付託し、委員会を開催する。

(召 集)

第8条 申し立て審査委員会は、申し立て審査委員長が召集する。

(議 長)

第9条 申し立て審査委員会の議長は、申し立て審査委員長がこれを行う。

(定足数)

第10条 申し立て審査委員会は、申し立て審査委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議 決)

第11条 申し立て審査委員会の議事は、出席し議事に参加した申し立て審査委員の3分の2以上をもって決する。

(申し立て審査報告書の作成)

第12条 申し立て審査委員会は、審議の結果について申し立て審査報告書を作成し、認証評価委員会に提出するものとする。

(申し立て審査委員会運営細則)

第13条 申し立て審査委員会は、その運営に関して、別途、申し立て審査委員会運営細則を設けることができる。

(改 正)

第14条 この申し立て審査委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

附 則 本規程は、平成20年9月12日より施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、申し立て審査委員会発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年3月31日までとする。

附 則 本規程は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料8)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
判定委員会細則

制定：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程第3条第1項及び第2項の規定に基づき、この細則を定める。

(判定委員会の構成)

第1条 判定委員は、当分の間、15名以内とする。

2 幹事は、当分の間、若干名とする。

(判定評価チームの構成)

第2条 判定評価チームは、1チームにつき、判定委員及び有識者等の6名で構成する。

2 判定評価チームに、主査及び副査を置く。

(改正)

第3条 この判定委員会細則の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本細則は、平成20年9月12日より施行する。

附 則 本細則は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本細則は、平成25年4月 1日より施行する。

臨床心理分野専門職大学院
令和7年度認証評価報告書

令和8(2026)年3月27日発行

発行者 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-5 湯島D&Aビル 3階
TEL 03-3817-0020 FAX 03-3817-5858
URL <http://www.fjcbcp.or.jp/>
